

平成24年

双葉町議会会議録

第4回定例会

12月18日開会～12月20日閉会

双葉町議会

平成24年第4回双葉町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 日 (12月18日)

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため議場に参加した者の職氏名	4
開 会	5
開 議	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
行政報告	5
議案第72号から議案第80号までの一括上程	9
提案理由の説明	9
散 会	12

第 2 日 (12月19日)

議事日程	13
出席議員	14
欠席議員	14
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	14
職務のため議場に参加した者の職氏名	14
開 議	15
議事日程の報告	15
一般質問	15
羽山君子君	15

発言の取り消し	1 8
菅野博紀君	2 4
岩本久人君	3 9
白岩寿夫君	5 1
清川泰弘君	5 7
散 会	6 3

第 3 日 (12月20日)

議事日程	6 5
出席議員	6 6
欠席議員	6 6
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	6 6
職務のため議場に出席した者の職氏名	6 6
開 議	6 7
議事日程の報告	6 7
議案第72号の質疑、討論、採決	6 7
議案第73号の質疑、討論、採決	6 8
議案第74号の質疑、討論、採決	6 8
議案第75号の質疑、討論、採決	6 9
議案第76号の質疑、討論、採決	7 0
議案第77号の質疑、討論、採決	7 1
議案第78号の質疑、討論、採決	7 4
議案第79号の質疑、討論、採決	7 5
議案第80号の質疑、討論、採決	7 6
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について	7 7
日程の追加	7 7
発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 8
閉 会	8 1

1 2 月 定 例 町 議 会

(第 1 号)

24 双葉町告示第18号

平成24年第4回双葉町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成24年11月27日

双葉町長 井戸川 克 隆

1. 期 日 平成24年12月18日(火)
午前10時

2. 場 所 加須市騎西総合支所3階議場

○応招・不応招議員

○応招議員（8名）

1番 羽山君子君
3番 岩本久人君
5番 菅野博紀君
7番 伊澤史朗君

2番 白岩寿夫君
4番 高萩文孝君
6番 清川泰弘君
8番 佐々木清一君

○不応招議員（なし）

平成24年第4回双葉町議会定例会議事日程（第1号）

平成24年12月18日（火曜日）午前10時開会

開 会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告 監査・検査結果報告
第8回全国原子力発電所立地議会サミット報告
双葉地方広域市町村圏組合議会報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第72号 専決処分の承認について
専決第11号 平成24年度双葉町一般会計補正予算（第5号）
- 議案第6 議案第73号 専決処分の承認について
専決第12号 平成24年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第74号 一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第75号 職員の特種勤務手当に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第76号 双葉町公共用施設事業運営基金条例の一部改正について
- 日程第10 議案第77号 平成24年度双葉町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第11 議案第78号 平成24年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第79号 平成24年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第80号 平成24年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 提案理由の説明

散 会

○出席議員（8名）

1番	羽山君子君	2番	白岩寿夫君
3番	岩本久人君	4番	高萩文孝君
5番	菅野博紀君	6番	清川泰弘君
7番	伊澤史朗君	8番	佐々木清一君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	井戸川克隆君
副町長	井上一芳君
教育長兼 職務代理者兼 教育総務課長	高野憲一君
秘書広報課長	大住宗重君
参事兼総務課長	武内裕美君
参事兼企画課長	駒田義誌君
税務課長	大沼武君
福島支所長兼 建設課長	大橋利一君
住民生活課長	渡邊勇君
健康福祉課長兼 青年婦人会館長	竹本良一君
産業振興課長兼 農業委員会 農事局長兼 コミュニティ センター所長	山下正夫君
会計管理者	半谷安子君
生涯学習課長	今泉祐一君
代表監査委員	五十嵐一雄君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	高野利彦
書記	大浦寿子

◎開会の宣告

○議長（佐々木清一君） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成24年第4回双葉町議会定例会を開会します。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（佐々木清一君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（佐々木清一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（佐々木清一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、3番、岩本久人君、4番、高萩文孝君を指名します。

◎会期の決定

○議長（佐々木清一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、12月12日開催の議会運営委員会でご審議をいただき、本日から12月20日までの3日間とすることにご報告をいただきました。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から20日までの3日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（佐々木清一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査・検査結果の報告、第8回全国原子力発電所立地議会サミット報告、双葉地方広域市町村圏組合議会の報告をします。

お手元に配付した報告書、議決書の写しをもって報告にかえさせていただきます。ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（佐々木清一君） 日程第4、行政報告を求めます。

町長、井戸川克隆君。

（町長 井戸川克隆君登壇）

○町長（井戸川克隆君） おはようございます。平成24年第4回双葉町議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中ご出席を賜り、まことにありがとうございました。

東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故から1年9カ月が経過しましたが、今も町民の皆さんは避難生活を余儀なくされるとともに、放射能による健康への不安や風評被害に苦しめられながら、困難な生活を強いられて続けております。町民皆さん全員が生活や事業を完全に再建させることができるよう、十分な賠償はもとより住宅や医療、健康対策など、きめ細やかな生活再建策を切れ目なく最後まで確実に講じることができるよう、全力で取り組んでいるところであります。

9月定例会以降の行政経過についてご報告申し上げます。

10月27日、28日両日、全国各地で受け継がれています地域伝統芸能全国大会福島大会が郡山市で開催されました。双葉町からは、「郡山の神楽」、「前沢の女宝財踊り」、「山田のじゃんがら念仏踊り」の3団体が出場いたしました。県内外の避難先から出演される皆さんが駆けつけ、地域コミュニティーの形成に重要な役割を担い受け継がれた伝統芸能を披露して、観衆を魅了しました。

11月18日は、第24回ふくしま駅伝競走大会が白河市陸上競技場から福島県庁前までの16区間、96.5キロメートルで開催されました。昨年はメンバーがそろわず、オープン参加でしたが、今回は、監督、コーチ、選手の皆さんがこの避難生活で全体練習もできない厳しい環境の中で正式の参加となり、双葉町として見事完走し、記録に残る走りをしました。選手の頑張りは、町民の皆さんに元気と感動を与えていただきました。選手、そして支援していただきました関係者の皆様に改めて感謝申し上げます。

12月4日、5日の両日、郡山市民プラザ・ビッグアイで、町芸術文化団体連絡協議会主催によります25回目の双葉町総合美術展が開催されました。昨年は震災と原子力発電所の事故のため開催できませんでしたが、横山会長を初め会員の皆様の熱意によりまして多くの作品が出品され、盛大に開催されたところであります。会員の皆様と出品されました皆様のご労苦に感謝申し上げます。

11月上旬から実施されました6巡目の一時帰宅につきましては、これまでと同様に、事業者などの帯同も可能なマイカーなどでの立ち入りが実施されました。5巡目までの累計実績数は9,207世帯、2万1,120人となっております。また、6巡目の実績数は、12月9日現在でマイカーでの立ち入りが1,187世帯、2,880人、バス利用による立ち入りが61世帯、100人となっております。6巡目の一時帰宅は12月15日で終了しましたが、次回の7巡目は来年2月ごろの実施予定となっております。

東日本大震災に関連する災害弔慰金は12月10日現在で申請数が111件、うち認定が97件となっております。平成23年度と平成24年度合わせて2億9,000万円を支給しております。

福島県各市町村の空間放射線量につきましては、各市町村独自の測定結果を広く知っていただくこ

とを目的として、福島県の放射線量集計システムを利用し、測定結果の公表を行っております。また、福島県の帰還住民放射能対策機器整備事業の補助を受け、さきの定例会で購入契約のご承認をいただきました個人用の放射線測定機器は、購入した1,600台に対し12月10日現在で1,375台の発送を終了しており、引き続き追加の申し込みを受け付けております。

内部被曝検査の状況であります。12月7日現在で2,285名の方が受検されております。内訳ですが、福島県が昨年から実施している検査で1,438名、双葉町が協定を結んでいるひらた中央病院での検査が197名、旧騎西高校で8月1日から実施しているホールボディーカウンターによる検査は650名となっております。現在は、随時、検査の申し込みを受け付け、検査を行っております。

また、健康調査（疫学調査）につきましては、本調査は双葉町、滋賀県長浜市旧木之本町及び宮城県丸森町の住民の健康状態に関する調査をそれぞれ同時期に行い、健康状態を比べ、どのような健康状態が放射線被曝や避難生活によるものかを把握することを目的として実施するものです。今回岡山大学大学院環境生命科学研究科のご協力を得て、11月中旬に調査票を送付し、現在回収を行っております。

双葉町内に生存している牛の捕獲状況について申し上げます。昨年22年度の家畜農家登録数は17戸、飼育登録数が182頭となっております。9月からの牛の捕獲頭数は12月7日現在で55頭となっており、うち地震発生後に生まれた子牛の捕獲数が37頭となっております。現在5つの捕獲用柵を設置し、捕獲を行っておりますが、残りの頭数が未確定な状況であり、今後も福島県相双家畜保健衛生所と連絡をとりながら設置数をふやすなど、捕獲に努めてまいります。

農業者戸別所得補償交付金につきましては、本年度福島県内及び埼玉県内で5名の方が避難先において営農を再開しており、国から水稲や野菜栽培に対する農家戸別所得補償金が交付されております。今後も避難先での営農再開をする農家があるものと考えられますので、現状を把握しながら支援等について対応してまいります。

役場機能移転についてであります。仮庁舎設計及び建設の一括リースとするため指名型プロポーザル方式を採用し、業者選定を行いました。去る11月29日から12月14日までに技術提案書の提出をいただきました。その提出された提案書の評価を行い、条件に最も適合した業者に建築、リースをお願いすることになっております。早急に建築確認申請手続きを行い、建築に着手する予定としております。

中間貯蔵施設は、8月19日に開催された国、県、双葉郡8町村長の会議の席上、候補地として双葉町の2カ所を含む郡内12カ所の提案がなされました。しかし、各町村ともに首長だけの判断では是非は決定できないとして、議会並びに町民の皆さんとの議論を経て判断する方針を確認しておりました。また、幹事会での論点整理、あわせて各町村の事情に応じて国からそれぞれ説明を受け、納得した上で町村長会議に諮ることになっておりました。当町においてもこの考えでおりましたので、国に対しては質問事項を提出しておりましたが、納得いく回答が得られておりませんでした。あわせて、議会、町民の皆さんとの議論も未了の中では判断が困難との考えから、事前に県に申し出を行い、欠席させ

ていただいたものであります。このことについていろいろご意見もあるかと存じますが、町を思う一心のことでありますので、ご理解をお願いするとともに、今後疑問点をさらに詰めてまいりたいと思います。

復興まちづくり計画の策定に向けた取り組み状況ですが、双葉町復興まちづくり計画案の策定について議論する双葉町復興まちづくり委員会をこれまで6回開催いたしました。10月以降の審議については、第3回委員会において、それまでの委員会審議並びに7,000人の復興会議の中間整理を踏まえ、集中的に議論すべきテーマが決められ、それに基づき精力的に審議が進められております。議論の一端をご紹介いたしますと、双葉町復興まちづくり計画が目指すものとして、単に仮の町や双葉町の復旧、復興にとどまらず、避難生活の改善などの短期的な課題、本格的な生活再建などの中期的な課題、双葉町の復興などの長期的な課題を網羅した長期的な指針とすべきではないかなどの議論が交わされております。さらに、特定のテーマにて集中した議論を行うため、3つの部会が設置されました。「生活再建部会」において、仮の町のあり方を中心に、帰還までの当面の生活拠点のあり方について、「ふるさと再建部会」において、双葉町への帰還に向けた条件や町の土地の復旧、復興について、「きずな部会」において、現在及び将来にわたる双葉町の歴史、文化の継承やコミュニティの維持について精力的な審議が進められております。今後は、これまでに開催した6回の委員会並びに3回の部会での審議を踏まえ、来年3月までの計画案の取りまとめに向けて計画案の骨子などの議論を行い、その上で7,000人の復興会議及び住民意向調査による町民の皆さんの意見を分析し、それらを計画案の内容に反映させていく予定となっております。計画案の取りまとめに向けて、委員の皆様には精力的な審議をお願いしているところです。

なお、住民意向調査については、「7,000人の復興会議」に加えて、現時点の町民の皆様の将来の意向について網羅的に把握し、復興まちづくり計画案の審議に反映させるなどを目的として、復興庁及び福島県との共催により実施いたします。中学生以上の全町民を調査対象とし、今月20日ごろに調査票を発送、来年1月上旬までに回収を行う予定で、来年2月上旬に結果を取りまとめ、復興まちづくり委員会に報告し、計画案の審議に反映していただきたいと考えております。

原子力損害賠償双葉町弁護団につきましては、申し立て件数の増加に伴い、原子力損害賠償紛争解決センターによる解決が遅れているところですが、弁護団において交渉の結果、被害者の皆さんに少しでも早く賠償金が支払われるよう、「一部和解の制度」が設けられました。この一部和解により、センターへの申し立てから、早ければ3カ月程度で先行して一部和解金を受けられ、その後本和解ができるようになっているとの報告を受けております。本和解までには相当の日数を要することも事実であり、引き続き速やかな支払いを求めています。

さらに、損害賠償に係る消滅時効の問題もあり、請求期間に期限をつけることは被害者にとって過酷であり、重大な権利侵害を招くことになるため、去る11月30日に文部科学大臣に対して時効中断手続、立法化による救済措置を講ずることを強く要望いたしました。今後も双葉町弁護団との連携を図

りながら、原子力損害賠償の完全賠償に向けて取り組んでまいります。

避難区域再編につきましては、12月12日、議会の皆さんの同席のもと、内閣府原子力災害対策本部の熊谷審議官から区域再編の現状について説明を受けるとともに、意見交換を行いました。これまでの町民同士のつながり、さらに避難している町民の気持ちになって再編案を考えていただきたい等の意見が出され、国も持ち帰っての検討をすることを約束されました。今後も精力的に協議を重ねてまいります。

原発事故に伴う放射能による被曝や長期の強制的、集団的避難等により、役場機能はもとより、町民の皆さんが従前生活の拠点としてきた住宅並びにその他生活基盤としての機能は全面的に喪失させられたままです。これらを取り戻すことができるよう取り組んでまいりますので、どうか議会の皆さん、町民の皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、本定例会に提案いたしました案件について申し上げます。専決処分承認が2件、条例の一部改正が3件、一般会計補正予算及び特別会計補正予算が4件、合わせて9件となっております。慎重なるご審議をいただき、議決賜りますようお願い申し上げます。行政報告といたします。

○議長（佐々木清一君） これで行政報告を終わります。

◎議案第72号から議案第80号までの一括上程

○議長（佐々木清一君） 日程第5、議案第72号から日程第13、議案第80号までを一括上程したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第72号から議案第80号までを一括上程いたします。

◎提案理由の説明

○議長（佐々木清一君） 日程第14、提案理由の説明を求めます。

町長、井戸川克隆君。

（町長 井戸川克隆君登壇）

○町長（井戸川克隆君） 議案第72号 専決第11号 平成24年度双葉町一般会計補正予算（第5号）についてであります。歳入歳出それぞれ813万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は53億2,272万7,000円となりました。

歳入について申し上げます。県支出金は、後期高齢者医療保険基盤安定県負担金213万7,000円と衆議院議員総選挙費県委託金600万円をそれぞれ追加いたしました。

次に、歳出についてであります。総務費の選挙管理委員会費に衆議院議員総選挙に係る経費1,530万2,000円を追加いたしました。民生費は、社会福祉費に後期高齢者医療特別会計への保険基盤

安定繰入金285万円を追加し、災害救助費に郡山富田町若宮前応急仮設住宅に係る除雪負担金30万円を追加いたしました。また、これに伴い、予備費を1,031万5,000円を減額いたしました。よろしくご審議をお願いいたします。

議案第73号 専決第12号 平成24年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてありますが、歳入歳出それぞれ285万円を追加し、歳入歳出予算の総額は2,428万円となりました。今回の補正は、後期高齢者医療保険基盤安定費の確定により、歳入に一般会計からの繰入金285万円を追加し、歳出に福島県後期高齢者医療広域連合納付金285万円を追加いたしました。よろしくご審議をお願いいたします。

議案第74号 一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部改正についてありますが、東日本大震災及び原発事故の影響で業務量がふえており、福島県を初め被災市町村では、正規職員とは別に任期を定めた主に専門職の採用を実施しており、当町においても今後専門的知識のある職員の増員が必要になることから、福島県の条例に準じて改正するものであります。

議案第75号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてありますが、原発事故の影響で昨年4月22日に警戒区域が設定されたことに伴い、双葉郡内町村で統一した額で改正しましたが、職員が業務により高い放射線量の区域である警戒区域や東京電力福島第一原子力発電所内へ立ち入ることがあることから、国及び県の改正内容に準じて条例を改正するものであります。

議案第76号 双葉町公共用施設事業運営基金条例の一部改正についてありますが、従来の本基金の目的である公共用施設の事業運営に要する経費に充てるほか、国の電源立地地域対策交付金交付規則第3条第1項の改正に伴い、東日本大震災に対応するための災害復旧及び復興を目的とする経費の財源としても活用できるよう改正するものであります。

議案第77号 平成24年度双葉町一般会計補正予算（第6号）についてありますが、歳入歳出それぞれ5億2,178万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は58億4,451万3,000円となります。

歳入の主なものについて申し上げます。地方交付税は震災復興特別交付税の増により4億3,849万8,000円を追加、分担金及び負担金は農林水産業費分担金の減により19万7,000円を減額いたしました。

国庫支出金は、身体障害者福祉費国庫負担金の増や幼稚園就園奨励費国庫補助金の県支出金への組み替えによる減など、合わせて576万円を減額いたしました。県支出金は、国庫支出金からの組み替えによる教育費県補助金の増やブランドイメージ回復支援市町村交付金の増などにより、5,136万9,000円を追加いたしました。

財産収入は財団法人福島県原子力広報協会出捐金払い戻し収入により181万1,000円を追加、寄附金は一般寄附金やふるさと応援寄附金など合わせて132万9,000円を追加いたしました。

繰入金は後期高齢者医療特別会計からの繰入金8万6,000円を追加、諸収入は公有建物災害見舞金や固定資産課税証明書発行事務費など合わせて3,465万円を追加いたしました。

次に、歳出についてありますが、今回の補正では、仮庁舎整備に係る経費などを計上いたしまし

た。

歳出の主なものについて申し上げます。議会費は、仮庁舎での議会開催時に使用する放送録音設備機器購入費などの増により、440万円を追加いたしました。

総務費は、職員内部被曝検査委託料や双葉町内ウェブカメラ設置に伴う双葉地方広域市町村圏組合負担金、仮庁舎電算システムネットワーク構築委託料、仮庁舎に隣接する駐車場借上料の増などにより、6,545万7,000円を追加いたしました。

民生費は、後期高齢者医療保険に係る療養給付費負担金の増、仮設住宅除雪経費や仮設住宅等自治体運営費補助金などの災害救助費の増などにより、1億98万5,000円を追加いたしました。

衛生費は、健康手帳作成業務委託料の増、清掃費に係る双葉地方広域市町村圏組合負担金の減など、合わせて1,124万5,000円を減額いたしました。

農林水産業費は職員給与や基幹水利施設管理事業負担金の減などにより628万2,000円を減額、商工費は職員給与の減などにより496万4,000円を減額、土木費も職員の給与や各種負担金の減などにより692万2,000円を減額いたしました。

消防費は、消防救急無線デジタル化に伴う双葉地方広域市町村圏組合負担金の増により、3,441万8,000円を追加いたしました。

教育費は、校歌及び町民の歌「ふたば音頭」のCD作成委託料や幼稚園就園奨励費補助金の増、要保護及び準要保護児童生徒就学援助費の減など、合わせて40万4,000円を追加いたしました。

諸支出金は、寄附金の各種基金への積み立てや東日本大震災復興基金への積み立てなど3億3,612万8,000円を追加いたしました。

また、期間を平成24年度から平成29年度までとする仮庁舎賃貸借に係る債務負担行為を追加いたしました。

議案第78号 平成24年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出それぞれ1億3,708万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は12億3,962万円となります。

歳入の主なものは、国民健康保険税の減免及び医療費の一部負担金の免除分などに対し交付される災害臨時特例補助金などの増により国庫補助金1億3,576万2,000円を追加、事務費に係る他会計繰入金127万7,000円を追加いたしました。

歳出の主なものは、医療費の増加に伴い保険給付費の療養諸費1億3,580万3,000円を追加、特定健診実施計画策定経費として保険事業費の特定健康診査等事業費に219万3,000円を追加いたしました。

議案第79号 平成24年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出それぞれ4,055万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は8億8,313万2,000円となります。

歳入は、保険給付費の増加に伴い、国庫支出金1,372万5,000円、県支出金1,258万1,000円及び一般会計からの繰入金1,425万1,000円をそれぞれ追加いたしました。

歳出は、介護保険電算システム改修委託料などの増により総務費が79万4,000円の追加、施設介護

サービス給付費などの増により保険給付費に3,976万3,000円を追加いたしました。

議案第80号 平成24年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)についてであります。歳入歳出それぞれ50万8,000円を減額し、歳入歳出予算総額は2,377万2,000円となります。

歳入は、事務費の減に伴い繰入金の一般会計繰入金51万4,000円を減額し、保険料還付金の増により諸収入の償還金及び還付加算金6,000円を追加いたしました。

歳出は、後期高齢者医療システム保守管理委託料などの減により総務費の総務管理費51万4,000円を減額し、諸支出金の一般会計繰出金8万6,000円を追加いたしました。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(佐々木清一君) 提案理由の説明を終わります。

◎散会の宣告

○議長(佐々木清一君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

(午前10時34分)

1 2 月 定 例 町 議 会

(第 2 号)

平成24年第4回双葉町議会定例会議事日程（第2号）

平成24年12月19日（水曜日）午前9時開議

開 議

日程第1 一般質問

1番 羽山君子君

5番 菅野博紀君

3番 岩本久人君

2番 白岩寿夫君

6番 清川泰弘君

散 会

○出席議員（8名）

1番	羽山君子君	2番	白岩寿夫君
3番	岩本久人君	4番	高萩文孝君
5番	菅野博紀君	6番	清川泰弘君
7番	伊澤史朗君	8番	佐々木清一君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	井戸川克隆君
副町長	井上一芳君
教育長兼 職務代理者 教育総務課長	高野憲一君
秘書広報課長	大住宗重君
参事兼総務課長	武内裕美君
参事兼企画課長	駒田義誌君
税務課長	大沼武君
福島支所長兼 建設課長	大橋利一君
住民生活課長	渡邊勇君
健康福祉課長兼 青年婦人会館長	竹本良一君
産業振興課長兼 農業委員会 農務局長兼 コミュニティ センター所長	山下正夫君
会計管理者	半谷安子君
生涯学習課長	今泉祐一君
代表監査委員	五十嵐一雄君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	高野利彦
書記	大浦寿子

◎開議の宣告

○議長（佐々木清一君） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（佐々木清一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎一般質問

○議長（佐々木清一君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順位に従って行いたいと思います。

通告順位1番、議席番号1番、羽山君子君の一般質問を許可いたします。

1番、羽山君子君。

（1番 羽山君子君登壇）

○1番（羽山君子君） おはようございます。議席番号1番、通告順位1、羽山君子、ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、通告書に沿って一般質問をさせていただきます。

1番、区域割について。9月の定例会の中で区域割の質問をさせていただきました。その後進んでいないように思われますが、どのように対応されているのかを答弁をお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

（町長 井戸川克隆君登壇）

○町長（井戸川克隆君） 1番、羽山君子議員の一般質問の通告書にお答えいたします。

まず、区域割についてでございますが、警戒区域の見直しに伴う区域再編成は、航空モニタリング結果からの推計による年間被曝線量見込みの段階別に地域を区分する方法が示されております。このことは、先般の議会全員協議会での国からの経過報告のとおりであります。

本町においては当初から一律同等の取り扱いを要望しており、賠償問題や生活再建とのかかわりを含めて国との話し合いを継続しております。今後国から検討結果が示された場合には議員の皆様と協議するとともに、町民の皆様からも意見をいただきながら進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 1番、羽山君子君。

○1番（羽山君子君） 町長の「先般」といいますのは、12月12日の多分全協ではなかったかと思うのですけれども、9月の定例会での私の質問の答えには町長は、スピード感を持ってとか、あと、それには何よりも議会の皆様にもご協力をいただかないと勝手に決定できないとか、一日も早く会議を

持ちたい、すぐにも日にちを切ってなどと答えられました。この3カ月、区域割りの話など一度もなかったように思われます。町長、スローでは困ります。スピード感を持ってお願いいたします。議会と町民の懇談会の中でも皆様からの要望が多いのも、今一番全力で取り組まなくてはいけないこと、またこの区域再編成は賠償、補償につながることで、町長はご存じのことと思います。はっきりした答弁をお願いいたします。遅れている理由もお聞かせください。何度となく町民に催促されているのです。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 羽山議員の再質問にお答えいたします。

一方的に決めることではございません。国のほうでは何度となく、区域の見直しに当たっての町民の皆さんの不利益にならないような協議を、いわゆる進捗をスピード感を持って図るようお願いしてきておるところでございます。この前、12月15日に皆様方と最終案に近い状態を説明いただきました。やはりまだあれでも納得できない部分があるということで、議員の皆さんのほうからの意見を持ち帰って早急に検討するという国の姿勢でございます。何といたっても賠償がこの問題によって早期に打ち切られることのないような担保をとる必要もあるかと思っております。スピード感を持ちながらも、不利益にならないような慎重な部分も必要かと思っております。今度なるべく早く議会からの要望を踏まえた回答をお願いしたいと思っております。

○議長（佐々木清一君） 1番、羽山君子君。

○1番（羽山君子君） スピード感を持ってと言いますが、9月の定例会の中で、またその前の議会の中でもこの区域割、区域再編成を何度となく皆さん議員の中でも催促されているのですよね。その中でスピード感、スピード感と言いますが、大体どのぐらいのスピードなのでしょう。他町村ではもう決まっているのですよね、既に。そのことは町長もご存じなはずと思いますが、やはりスピード感、スピード感と言葉では何とでも言えますけれども、町民の皆さんの気持ちを考えたところで、その辺のことをよく考えた上で、もう一度スピード感の時間をお願いしたいと思っております。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） スピード感の時間、これは一日も早く、一刻も早くということでございます。再度、国のほうにスピード感を持って回答を求めるように、この前の12日の回答の期限を早く目にするように要求をしてまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（佐々木清一君） 1番、羽山君子君。

○1番（羽山君子君） それでは、2番に移りたいと思っております。7,000人の復興会議について。毎月毎月の広報のお知らせの中に、7,000人の復興会議のパンフレットが12月には3枚も入ってきました。ある方に言わせると、1人の方に3枚入ってくるとはどういうなのでしょう、これ1枚幾らなのですかというご質問もいただきましたけれども、大変重要なパンフレット、重要な復興会議と思われませんが、参加者が少ないように思われます。なぜなのかお尋ねいたします。また、各場所の参加人数を

教えていただきたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 7,000人の復興会議の参加者が少ないように思われる、なぜなのかというおたただしですが、7,000人の復興会議のワークショップ会議には、これまで8回にわたって開催された復興会議のほか、地域ごとのグループ会議を含めて、12月17日現在で延べ425名の町民の参加をいただいております。

参加人数が決して多いとは言えないことについては、できるだけ多くの地域で会議を開催することを主眼に置いた結果、会議日程が限られてしまったことから、ご都合がつかなかった町民の皆様もいらっしゃったこと、ワークショップは町民同士が少人数でみずから話し合いをすることを目的としておりますが、町の方針をお聞きになりたいと期待していた参加者との会議のイメージに食い違いが生じたことなどの要因から会場に足を運ばれなかった方もいらっしゃったなどと推察しております。しかしながら、各会場では密度の濃い議論が交わされ、1,000を超える意見が寄せられており、会議の意義はあったものと考えております。

また、各会場の参加人数を教えてくださいとおたただしですが、順番に申し上げますと、次のとおりです。福島市59名、東京都34名、柏崎市21名、加須市18名、いわき市26名、郡山市23名、つくば市31名、東京都で行われた全体会議20名となっております。

さらに、地域ごとのグループ会議については、埼玉県内については旧騎西高校が3回でそれぞれ9名、10名、11名、加須市が4名、さいたま市が4名、所沢市が3名、延べ41名、福島県内が福島市さくら応急仮設住宅で11名、郡山市北幹線第二応急仮設で26名、郡山市日和田応急仮設住宅で18名、会津若松市が8名、いわき市南台応急仮設住宅で26名、延べ89名、つくば市が4回でそれぞれ11名、延べ41名、東京都内が2回でそれぞれ15名、4名、延べ19名となっております。

ちょっと答弁に間違いがございましたので、修正をさせていただきます。先ほど「郡山市北幹線」と申し上げたのですが、これは福島市の北幹線ということで訂正させていただきます。

それから、つくば市でそれぞれ11名、延べ41名と申し上げたようですが、正式には44名でございます。訂正をさせていただきます。

○議長（佐々木清一君） 1番、羽山君子君。

○1番（羽山君子君） さきの町民との懇談会の中で、町の復興よりも個人の復興が先ではないか、この復興会議で何を求めているのか、また町長も出てきてほしいなどとの声が出ております。7,000人の復興会議に425名の出席ですね。今双葉の人口、約7,000人、「復興会議」と書いてありますので7,000人としみますと、約6%、どうしてまちづくりができますか。町長は少し町民とのすき間があり過ぎませんか。町民の声をどこでお聞きになりましたかお尋ねいたします。

また、12月1日、埼玉県市民会館、大宮で、今まで何人の方が参加されましたかと町民の質問に、エコエナジーさんのほうから、12月1日現在1,000名弱、1,000人弱とお答えになりました。役場よ

りの返事には、12月1日287名の出席と聞いておりますが、どこで食い違っているのかお尋ねします。
また、町民に対しての答えにそういう偽りがあってもいいのでしょうか。

◎発言の取り消し

(「ごめんなさい。これは後じゃなくて。キャンセルして」「その発言取り消し」「その発言取り消しまして」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 羽山議員、ちょっと手を挙げてからお願いします。

1番、羽山君子君。

○1番(羽山君子君) 今の発言は取り消しまして、町民に対しての答えにそういう偽りがあってもいいのでしょうか。

○議長(佐々木清一君) 今羽山君子議員から、答弁の食い違いがあったということで、取り消しをさせていただいて、後で町長より言っていただく、よろしいでしょうか。

(「全部なんですか」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) いや、どの部分だかを今羽山議員のほうから言っていただきますので、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) では、羽山議員さん、どの部分を削除して、どの部分をなのか、しっかりとそこを答えて。

○1番(羽山君子君) はい、申しわけありません。

取り消しは、「

_____」ということを取り消しまして、町民に対してのそういう偽りがあってもいいのでしょうかをお尋ねいたします。

○議長(佐々木清一君) 今羽山君子議員から質問の訂正の申し入れがありましたので、許可してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 許可します。訂正をお願いします。

○議長(佐々木清一君) 執行部のほう時間かかりますか。

休議します。

休憩 午前 9時16分

再開 午前 9時17分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 羽山議員の再質問にお答えいたします。

まず、町民に対して偽りがあってよいのでしょうかということについては、偽りは、これはどなたであっても、あってはならないことだというふうに思っております。

参加人数についての足りないということですが、私も再三このことについては気にしております、多くの町民の皆さんの参加をいただきたいということで、参加を促すように強く指示をしておるわけですが。請け負っているエコエナジーラボが1,000名ということに対して425人ということに對しまして、この真意はよくわかりませんが、やはり正しい数字を答えるべきであって、どういう立場でこういうことを集計しておられるのか、よく、このことは今のところ調べないとわかりませんけれども、正しい数字を言うべきものというふうに私は考えております。

いずれにしても、この7,000人の復興会議というのは、7,000人の町民の皆さんが復興できるような会議をするわけですので、多くの町民の皆さんの参加をいただきたいと思っております。

なぜ私が出ないかということは、委員会のほうに私のほうがこの議論の全てをお任せしている関係上、協議をしていただかないといけませんので、私は余り口を挟んではいけない。本当に町民の皆さんの意見を出して、それを積み上げてくることであって、それを受けるということで、私が途中で入るといふことのこの会議の行方について左右してはならないという思いが強いものですので、参加をしないようにしておりました。

○議長（佐々木清一君） 1番、羽山君子君。

○1番（羽山君子君） この復興会議に私も二、三回出させていただいたのですが、まず大宮では、やはり役場の職員の方は誰も出られないのはこの集まりの趣旨かなとは思いますが、やっぱり一人ぐらいは双葉町役場の職員の方が出られたほうが、エコエナジーさんのやり方で全部こういうふうにならざるを得ないのです。やられてしまうと云ったらおかしいのですが、やっぱりいってしまうのです。やはりその時答えられた、私はたまたま出席しておりました。この時町民の方は2度聞いておられるのです。「何人の方が出席なされたのですか」と云ったら、「1,000人弱です」、「本当に1,000人弱なのです」、「はい、そうです」、こういうふうにならざるを得るから、やはり、せめて、町長さんがお忙しいのであれば、やっぱり役場の職員さんの方が1人行く。幾ら小さな集まりであろうとも、出席くらいはお願いしたいなと。

それで、町長さんは何で出てきてほしいというのは、日和田仮設に行ったときとか、あともう一つ行ったときに言われました。町長さんの顔が見たいし、会いたい、お話がしたいということのを切に言われて、今回議員さん来ているのだから、町長さんの代理なのだろうからみんなしゃべってくれみたいなことを言われましたけれども、やはりそういうことを言われましたので、ぜひ役場職員さんの1

人ぐらいはつけていただきたい、このように思っております。

以上です。

(「議長、再質問での答弁漏れあるよ。議事進行、議長、7番、議事進行」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質問者がきちっとそれは。答弁されていない部分があれば、質問者がきちっと答弁をされていない部分を指摘してください。

今の答弁は要らないのですか。最後のやつは答弁要らないのですか。

1番、羽山君子君。

○1番(羽山君子君) 答弁といいますのは、町長は先ほど425名の出席と言いましたが、12月1日現在ということは287名であります。

○議長(佐々木清一君) 羽山議員、最後の質問のところで、日和田のこととあれに町長が顔を出さないということについては答弁は必要なのですかと私聞いているので、その前のことではなく、そのところはそれをお願いしますだけですから、答弁は要らないのですかと私確認しているのです。

○1番(羽山君子君) 役場の方が出られる、出てほしいということなので、町長さんも極力。時とすればらばには、ランダムではありますが、出ていただきたいとは思っておりますが、仕事が忙しいときは、それはしょうがないと思っております。

以上です。

(「5番、議事進行」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) ちょっと休議します。

休憩 午前 9時23分

再開 午前 9時32分

○議長(佐々木清一君) 会議に戻します。

1番、羽山君子君。

○1番(羽山君子君) 再質問の答弁漏れがありましたので、再度お願いいたします。町民の声をどこでお聞きになりましたかというお尋ねに町長はお答えになっておられません。答えをお願いいたします。

○議長(佐々木清一君) 再質問ですか。再々ですか。

○1番(羽山君子君) 再質問。

○議長(佐々木清一君) 再質問の中の答え漏れということで今質問したのですね。

○1番(羽山君子君) はい。

○議長(佐々木清一君) はい、わかりました。

町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 大変申しわけありませんでした。いろいろ伺った中で、答弁漏れあったよということで、申しわけありませんでした。

町長として町民の皆さんの声をどこで聞いたかということですが、改まった回答ということでもありますけれども、賠償問題の会場ということにおいても聞いております。あとは、ふだん町民の皆さんと接した中でも聞いております。やはり少ないという声は何っております。その都度事務担当のほうには、なるべく多く参加してもらうような努力をなささいという指示を出しております。

（「5番、議事進行」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 議事進行を認めます。

5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 町長の答弁の中で、12月1日の大宮での参加人数を425名という答弁がありましたよね。だから、12月1日時点では二百四、五十名の参加ではなかったですか。人数の随分これ違うところがあるのですけれども、答弁にこれは誤りがあると思うのですが、これはどういうあれなのですか。

○議長（佐々木清一君） 休議します。

休憩 午前 9時35分

再開 午前 9時43分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 大変失礼しました。再質問の中で私が申し上げた数字に錯誤がございましたので、訂正させていただきます。

12月1日現在では287名、この中には大宮の4名が加わっております。訂正させていただきます。

○議長（佐々木清一君） 1番、羽山君子君。

○1番（羽山君子君） 再々々質問になります。先ほどの私の質問の、町長が忙しいときは町役場の方を出席いただきたいということについてのお尋ねをいたします。

○議長（佐々木清一君） 答弁をもらっていないということでのあれでしょう。でないと、再々までしかできませんから。答弁いただいているということですね。

○1番（羽山君子君） そうです、はい。

○議長（佐々木清一君） わかりました。

町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） おただしのことについては、出席させるようにいたします。

○議長（佐々木清一君） 1番、羽山君子君。

○1番（羽山君子君） 終わります。

それでは、3番、ホールボディカウンターの利用状況について。ホールボディカウンターを何人の方が受けられましたか。車とバスの割合をお尋ねいたします。また、その書類の書き違いか測定の違いがあったようですが、その後の対応はなされたのでしょうか、質問をいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） ホールボディカウンターの利用状況についてのおただしであります。双葉町が関与しておりますホールボディカウンターによる放射線内部被曝検査は、福島県が実施主体となり、昨年からJAEA（独立行政法人日本原子力研究開発機構）の施設や移動検査車で実施してきた検査、双葉町がひらた中央病院と協定を結び実施してきた検査、そして双葉町が寄贈を受けた機器で実施している検査があります。双葉町が寄贈を受けた機器ホールボディカウンターの利用状況については、ことし12月7日現在で650名の方が受検され、その内訳は、福島県内からバスで来られた方が151名、自家用車で来られた方が146名、県外の自家用車等で来られた方が353名となっております。

次に、検査結果数値の違いとその後の対応についてですが、ことし10月2日の検査でセシウム137の検査結果の数値がいつもより高く表示されました。本ホールボディカウンター機器の納入業者のシステム技師が当日の昼、機器の点検を実施したところ、一定の割合で数値が加算された検査結果が出るということが判明いたしました。このため、その数値を検査結果から減算する作業が必要になりました。

10月2日の午前中に既に検査を終えた方につきましては、その事情を説明し、お渡しした検査結果を減算後の検査結果と差しかえさせていただきました。また、午後から検査を受けられた方につきましては、減算後の数値での検査結果をお渡ししております。翌日の10月3日の検査につきましては、内部被曝検査の講師である熊本学園大学の教授及びシステム技師と協議し、減算した検査結果を作成することで対応いたしました。その後、システムの数値表示が正しく表示されるまで検査を一時見合わせました。

10月11日、システム技師がソフトウェアの入れかえを行い、確認の計測を実施し、ソフトが正常に動いていることを確認いたしました。その後の検査においては、システムに問題は出ておりません。

○議長（佐々木清一君） 1番、羽山君子君。

○1番（羽山君子君） 6月の定例会の中で、福島からの高速バスの使用料、89台、1,294万9,000円、12月の定例では17台、151名、178万5,000円、差し引き1,105万5,000円の減額。普通の会社、家庭でこういう予算のとり方をしますか。余り差があり過ぎます。アンケートなどとられてからの予算の組み方などもあるのではないのでしょうか。

また、9月6日より7日、6人、大体何人乗りのバスなのですか。やりくりはできなかったのでしょうか。大体1台10万5,000円です。郡山から。確かに町民の命はお金では買えません。しかし、1台平均9人だったら、双葉町のバスを利用することはできなかったのですか。9月の定例会でバス購入の予算をとったのです。バスはどこにあるのでしょうか。購入したバスは郡山で使うということで、郡山以外使用できなかったのでしょうか。

また、郡山から6時30分に出てこられてホールボディカウンターを受けられ、内部被曝していますと告げられて、ひらた中央病院で「異常なし」、これはどういうことでしょうか。双葉町の先生は特別な先生とお聞きしておりました。この特別な状態の中では間違いはなくしてほしいものだと思います。郡山から6時半に出て受検され、被曝していますよと言われてがっかりして帰る町民の思い、想像してみてください。どれほど心配されたかを思うと、心が痛みます。福島県内に412名の申し込み中、304名の方が受検だとすれば、ひらた中央病院を利用すれば利用者の時間の負担が軽減、より正確で安心な受検ができたのではないのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 羽山議員の再質問にお答えいたします。

まず、予算の問題、それからバスの試算の問題、それからひらた中央病院でもよかったのではないだろうか、6時30分に出てこられた方の被曝の検査結果の町民の方の思いについては健康福祉課長からご説明申し上げます。そして、バスはどこにあるのでしょうかについては、総務課長からご説明申し上げます。

○議長（佐々木清一君） 竹本健康福祉課長。

○健康福祉課長（竹本良一君） 羽山議員のご質問にご説明を申し上げます。

まず、第1点の予算の関係であります。これにつきましては、福島県内から多くの方に検査を受けていただきたいということで、想定、数がありますが、60%程度の方をバスでこちらへ来ていただきたいということで予算を計上したところであります。

また、バスの人数が少ないということで、調整をできなかったかというふうなおただしであります。これにつきましては、こちら側で日程を決めまして、そしてその希望者の方に電話連絡をして調整をしました。その結果、こういったバスの利用人数となっております。

あと、ひらた中央病院で受けてもよかったのではということではありますが、これにつきましてはひらたと協定を結んでおりますが、加算金が出るということもありまして、これにつきましては個人で希望される方についてはひらたで受けることも可能でありました。

あと、最後の被曝の問題ではありますが、この問題につきましては、埼玉、騎西で受けて数値が出て、ひらた中央病院で受けた場合に、次の日に受けた場合に、受けたときに数値が出なかったというふうなことだと思いますが、なぜこういった結果になるかについてはちょっとわかりかねます。ただ、こちら、騎西で受けた方、相当数といいますか、ある程度の数が、数値が出ています。預託実効線量で1ミリシーベルトを超えている方については、現在のところ出ておりません。

以上です。

○議長（佐々木清一君） 武内総務課長。

○総務課長（武内裕美君） 羽山議員の再質問にお答え申し上げます。

新規購入のバスの配置ということではありますが、まだ納期が来ていませんので、現在まだ新規のバ

スは入っておりません。

○議長（佐々木清一君） 答弁されていない部分があるので、何人乗りのバスなのかということ答弁しておりません。どうでしょう。

竹本健康福祉課長。

○健康福祉課長（竹本良一君） 羽山議員の答弁に説明漏れがありましたので、ご説明申し上げます。バスにつきましては、29人乗りのバスです。

以上です。

○議長（佐々木清一君） 1番、羽山君子君。

○1番（羽山君子君） 29人乗りのバスで4名とか6名というのはどうかと思われましますけれども、これ以上質問しても答えはないと思いますので、これで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（佐々木清一君） 通告順位2番、議席番号5番、菅野博紀君の一般質問を許可いたします。5番、菅野博紀君。

（5番 菅野博紀君登壇）

○5番（菅野博紀君） おはようございます。議席番号5番、通告番号2番、菅野博紀、議長の一般質問の許可が出ましたので、一般質問させていただきます。

震災から1年9カ月がたち、何も進まない、何も決まらない中、今後のことについて多くの町民が不安に思っていますが、被災後の行政としての町民に対する対応の反省点、責任の所在、今後の対応をどのようにしていくのかを踏まえての答弁と、毎回言いますが、答弁漏れが毎回あります。先に通告書を出しているの、誠意を持った答弁をお願いいたします。

では、1番の7,000人の復興会議について。各地で行われている復興会議の参加人数と、行政としてどれくらいの参加人数を見込んでいたのか。また、7,000人の復興会議の予算について、反省点があればお答えください。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

（町長 井戸川克隆君登壇）

○町長（井戸川克隆君） 5番、菅野博紀議員の一般質問にお答えいたします。通告書に従ってお答えいたします。

各地で行われている復興会議の参加人数のおただしについては、先ほど羽山議員にお答えしたとおりです。行政としてどれくらいの参加人数を見込んでいたのかというおただしですが、7,000人の復興会議は、町民一人一人に対して町の将来について考える機会を提供するものと位置づけております。そのため、できるだけ多くの町民の方に参加いただくのが基本であり、参加人数の見込みといった考え方はとっておりません。ワークショップ会議に参加できない方についてはインターネット会議やみんなでまちづくりマイノートという手段も用意して、一人でも多くの町民の方にご意見、ご提案をお

寄せいただけるよう、広報などを使ってお願いをしているところです。しかしながら、これまでのワークショップ会議とインターネット会議への参加者が合わせて486名にとどまっている現状にあります。そのため、7,000人の復興会議を補完し、より多くの町民の意見を網羅的に把握するため、復興庁、福島県と共同で住民意向調査アンケートを中学生以上の全町民に対して実施しますので、この住民意向調査の結果もあわせて双葉町復興まちづくり委員会においてご審議をいただき、多くの町民の意見を踏まえた計画案の策定に取り組んでいただくことを期待しております。

また、7,000人の復興会議の予算について反省点があればお答えくださいというおたただしですが、会議への参加人数が少ないというご指摘があることは承知しております。今後この原因を精査し、対策を講じたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 7,000人の復興会議について再質問させていただきます。

この7,000人の復興会議、議会で議決する議案ではなかったということで、契約内容等よく私たちがわかっておりません。その中で、契約内容の中に、下請に出していいものか悪いものかの記載が、多分要綱があるはずですが、それに関しては、落札というか、その通った会社が下請に出していいものか悪いものかの内容に関して、出していいものか悪いものかの項目、あるいはそれに対してちょっとお聞きしたいと思います。

あと、12月、町長の答弁の中で参加人数等に関しては、全協の中でちょっと答弁していますよね。お話ししていますよね。ここは民主主義の国なのです。多くの人数というのは過半数ですよと。町長、全協の時とこういう議会の時は答弁が違うのかなと。企画課長のほうは、多くの人数、多くの人数と言いますが、ある程度のものが、人数とかそういうものを出さなければ企画としては通らないのではないですか。これは国から補助をもらっているときに、その参加人数等もちゃんとした、過半数以上なり何なりというものを出さなければ通っていないと思いますが、これ町の予算になって計画になると、多くの人数だけでいいのでしょうか。ましてや、6%ですよ、今。これはもう、とんでもない話だと思うのです。

7,000人の復興会議で配ったノートありますよね。世帯人数よりも多いものが配られています。これは予算の無駄遣いにつながっていくのではないですか。町長、財政再建、財政再建で一生懸命やっていますよね。町長だけでやったわけではないですよ。町民の皆様の我慢、職員の努力、そういうものが入って財政再建がある程度のところまで来ていると思うのです。災害復旧になっていけば、こういうものにこういう予算を投じていいものなのかということになってきます。そういう面について、ちょっとご答弁ください。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） まず1番目に、下請に出してよいのかどうかということでございます。これは発注に当たっての仕様書等でございますので、その辺については企画課長のほうからご説明申し上げ

げます。

参加人数6%、とんでもない。これはまだ細部が残っておりますので、限りなく多くの人の参加を求めていきたいと思っております。参加人数のことについては、どのような参加をするかということもありますので、網羅的な参加を私は、とにかくまだこれからも十分宣伝をして多くの方に参加していただいて、7,000人の、双葉町がどのように復興すればいいかの参考の資料を求めていきたいと思っております。

ノートが全町民を超えたということですが、この辺については企画課長から説明を申し上げます。

財政的な問題で、この事業と町の全体的な財政再建実現の中でやっていくことについてはというおただしでございますが、事業目的に応じていろいろと財政再建を図ってきております。この事業については、とりわけ双葉町の将来を担う、占う大変重要な鍵でございますので、その出来高というか、でき方を期待する意味を持ってこのような事業費を設定したということをご理解いただきたいと思います。

なお、財政的なものについては、もう少し説明が違う部分であれば、そのことではご説明を申し上げたいと思っております。

○議長（佐々木清一君） 駒田企画課長。

○企画課長（駒田義誌君） それでは、菅野議員のご質問にお答え申し上げます。

まず、先ほどの下請の件でございますけれども、契約書上は採択は認められておりますので、その手続にのっとって採択がなされておるところと承知をしております。

2点目でございますけれども、ノートの配付につきまして世帯人数より多く配付されているのでないかというご指摘でございますけれども、一応まちづくりマイノートにつきましては小学生以上の町民の方にお配りするというので、町のほうにそれぞれの世帯、登録されているデータベースにのっとって配付をさせていただいているものでございますので、一応それにのっとってそれぞれのご家庭に配送させていただいたという次第でございます。

以上です。

○議長（佐々木清一君） 武内総務課長。

○総務課長（武内裕美君） 菅野議員の質問にお答え申し上げますが、財政再建の中で国の検査等の中で認められるのかというようなご質問の内容だと思っておりますが、当然発注する際には仕様書等に基づいて発注しております。その仕様書の内容についても、事前に申請するとき国との協議の中で認められた内容でございます。その内容に合っているかどうかということが今後国の精算時の検査ということになってくると思っておりますので、今後事務内部でもその仕様書に基づいてきちりやっしていけるように財政としても見ていきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

（議長、答弁は、仕様書に人数書いてあるかと。その人数とかそ

ういうものを、過半数以上とかという話を聞いているんですけど、仕様書に基づいて。それは答弁になっていないですよ。再質問に入らないですよ、これでは、議長」と言う人あり)

○議長（佐々木清一君） ちょっと休議します。

休憩 午前10時08分

再開 午前10時09分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

駒田企画課長。

○企画課長（駒田義誌君） この業務の仕様書におきましては、特に参加人数の目標や数字というのは書いてございません。できるだけ多くの町民の意見、提案を得ることが書かれてございます。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） それは、では仕様書になくとも、12月12日の全協の中でいろいろとお話しした中で、町長は過半数以上ということをおっしゃっております。多くの人数というのは、全協もちゃんとした会議です。その中でおっしゃっている意味をわかっていると思うので、それに従って企画課長がやっているのは、「多く」という言葉はもう一切使ってほしくないと思います。

それと、インターネット、広報等という話が出ました。町長、私がかかわらない理由のもとで、これ委員会の中で最初のほうに出たお話なのです。報告があるかないかわからないですが、20代の若い子が、名前までは言わないですけども、「うちは、じいちゃん、ばあちゃん、父ちゃん、母ちゃんと一緒に避難しています。その環境でインターネットはつながっています。だけれども、そのインターネットを使うの僕だけです。使えるのは僕だけです」。そういう問題から、そういうことから、アンケートなどはどうですかというような意見がありました。今ここで意見を言う場所ではないといって、その時に委員長にもお話とめられたり何かして、そこで言いなさいということと言ったら、また議会のブログにつながるようなお話になったのです、自分たちで言ったあれでは。町長がちゃんと町民と話ししていれば、今ごろ実際には復興計画ある程度できていると思うのですよ、原案。そして、7,000人の復興会議だったらわかります。全然事例のないものに対してやっていくのであれば、ある程度、間違ったと言ったらおかしいですけども、先に進むための復興計画を最初に作成しなくてはならないのです。ならないと私は思います。これができてからではなくて、ある程度の復興計画を示して、途中でだめであれば、どういうふうになるかわからないから、そこでやり直したり直したりするのが復興計画というものだと思うのですけれども、町長、ちょっと余りにもかかわらないで、責任の転嫁しているようにしか私は思わないです。多くの町民というのはあくまでも過半数。ということは、過半数のお話は町長自分でおっしゃっているので、多くの町民の意見を聞くための努力はして

いないですよ。インターネットをやっています、広報をやっています。

私は昨年6月、リステルに行ったときに執行部にご提案していますよね、回覧板みたいなので、リステルの避難者の方にと。自分の部屋に帰れば、読める。老眼鏡等あるので、ゆっくりちゃんと読める。インターネットとか町の広報などではずっともう進んでいく一方ではないですか。そういうことを、お年寄りのことも考えていないような7,000人の復興会議になってしまっているのではないですか。結果責任というのは、町長、もちろん考えていると思うのですが、これ、このままでいったら、町長が乗り出して行って、ちゃんと町民のお話を聞いたりなんかしてくれということ、これ、この中の意見であるのです。何で行かないのですか。私がかかわらない理由というのは、あくまでも町長、執行部サイドの理由だけで、町民はそうは思っていないということは町長もまだおわかりにならないのかなと思って非常に残念なのですが、その点に関して町長どういふふうにお考えなのかお伺いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） ただいまの再々質問にお答えいたしますが、その前にちょっと整理をさせていただきたいと思います。

今いろいろ言われましたが、最終的に町民の要求についてどう考えているのかということをお聞きしたいということです。これをお答えいたしたいと思います。回覧板を出すようにという提案をいただいたわけですが、多くの町民の意見を聞くためにはそういう手法もいいのではないかと、インターネットがあっても、やはりそれを使うのは若い者だけだということのお話もありました。いろいろご意見伺った中で、総括的に町民の皆さんからの要求にどう考えているのかということですが、やはり、これは大変広い話になります。自分の意見を言わない、言わなくても何とかなってしまう中で原案をつくってしまうと、ほとんどその原案の賛否を問う、そして執行部一任とか原案賛成、異議なしということで、多くの議論がなされて、現在はおります。今回については、やはり町民の皆さんの意見をまず出していただきたい。それを踏まえてこちらが判断をして、皆さんの意見を限りなく取り入れた形のまちづくり復興会議であってほしいなという思いがございます。そういうことの宣伝を私がしなかったことについては、大変今になってみると不手際だったなど。町民の皆さんにこのこと、断りをしなかったのは私の不手際でございますので、おわびを申し上げたいと思います。

しかし、間接民主主義あるいは直接民主主義という手法がございますが、今回のまちづくりについては直接民主主義的な手法でもって自分たちが考え、自分たちがつくり上げる。まず、この事故が3月11日に起きたことが大変私は残念だと思います。第4次総合計画の中には、町民の町民による町民のためのまちづくりということをやっております。これは、議員の皆さんも参加された審議の中でつくり上げた第4次総合計画が23年度にまたがらずに起きてしまったことは非常に残念でございますが、何せ、自分たちの町は自分たちが汗を流して自分たちがつくり上げるのだというこの基本姿勢がなければ、どこまでも流されてしまう恐ろしい社会になってしまうことがあります。それを詳しくお話ししなかったのは、再度申し上げますが、私の不手際だと思います。そういう思いから来ました。

そこも限界に来ておりますので、アンケート調査を今度させていただきます。その中に多くの項目が入っていますので、それを見て町民の皆さんの情報をつかみたい。そしてまた、私の思いも同時期に皆さんにお伝えをしたいと思っております。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 答弁漏れありますけれども、いいです。聞いていないことを答えられても困るので。

次の2番の一時立ち入りについて。双葉町オフサイトセンターが許可を出し、一時立ち入りの業務を行っているようですが、一時立ち入りに対して違法性はないかお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 現在実施中の住民の一時立ち入りについてのおただしでございますが、福島第一原子力発電所事故の発生により、平成23年4月22日から内閣総理大臣の指示に基づき警戒区域が設定され、緊急事態応急対策に従事する者以外の立ち入りは制限されることとなりました。この内閣総理大臣の指示には、居住者等の方々の警戒区域への一時立ち入りの許可基準は原子力災害対策本部長である内閣総理大臣が別に示すこととされており、その指示に基づき原子力災害対策現地本部において、住民が安全に一時帰宅するための一時帰宅許可基準と実施要領が策定されております。この許可基準と実施要領により、警戒区域への立ち入り許可の権限を有する市町村が、原則として警戒区域に立ち入りができなければ著しく公益を損なうことが見込まれる方々と、警戒区域内に居住する方であって当面の生活上の理由により一時立ち入りを希望される方々を対象として、国及び県の支援を得て実施することと定められており、違法性はないものと解釈しております。

原子力災害対策現地本部と関係機関、関係町村の協議の結果、同意を得て原子力災害対策現地本部が関係各省庁、警察、消防機関との調整を行い、一時帰宅支援業務の中軸となって実施しており、住民の一時立ち入り実施に際しては立ち入り者の安全を最優先し、事故防止に努めております。原子力災害対策本部は委託契約により一時帰宅コールセンターを立ち上げ、申し込み受け付けや許可証の発送業務を行うとともに、関係町村の日程や立ち入り数量枠の調整、現地での立ち入り支援業務等を関係町村との協力によって行っておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） これ、違法性はないかということを知っているのです。町長、自分で、よくほかの場所で、私たちの町は管理区域にさせられたという表現していますよね。それで、これ申しわけないですけれども、町長は福島県に帰るときの答弁で、私には使用者責任がありますとおっしゃっていますよね。では、管理区域に入るときに労働基準法の電離放射線障害防止規則というのがあるのはわかりますか。やっていますか、これ、健康診断とかそういうもの。決められた法律の中でやっていますか。公の場でそこまで、双葉町町長として管理区域とそういう発言をして、では法律にのったことを職員にやらせていますか。職員をつけてやっていますよね。女性に対してはまた違いますよね、

男性とは。この内容についてちょっとお伺いします。健康診断で必要なものは、何を、どの程度に、どの期間で、ホールボディは何カ月に1回とかありますよね。それはもちろんわかってやっていらっしゃると思うので、その点についてお伺いします。1つ。

それと、町長、管理区域と言っているのであれば、町民にも労働基準法外として、そういう同じような対応をしなければならないのではないですか。何回も入っている人いるのですよね。町長発言で言っている管理区域というのは、これはやっていなかったら無責任な発言になってくるではないですか。そうやってちゃんと、そういうものを言うのであれば、これに関してどういうふうな対応をしていて、町民に対してもどういうふうな対応をしていて、その内容を教えてください。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） ただいま菅野議員のご質問に対しまして、非常に重要なお質問だと思っております。まずもって、管理区域ということの設定においては、放射線を取り扱う、いわゆるなりわいとする方のための基準でございます。一般の基準というのは、この日本には設けられておりません。そこが非常に問題だと私は思っております。一般公衆は1ミリシーベルトを限度とするという文言がございますが、その健康管理のあり方。なりわいとして放射線を扱う内容としては、今菅野議員が言われたように、健康調査あるいは健康調査の回数、年に何回とかと、そういう基準はあります。それから、従来の事故前の基準で言えば、東京電力の基準で言えば、A区域、B区域、C区域、D区域という区域が明確にされております。この区域の明確な基準というのはベクレル数で、ただ正確な数字今申し上げられませんが、ベクレル数で決められていると思っております。

しかし、この事故、一般公衆の事故、一般の方の被曝をされている方の基準というのは日本ではありません。そこで、チェルノブイリ法の導入を強く働きかけております。福島県の復興再生協議会の席上においても、細野環境大臣に向かって、我々の被曝が放置されている。チェルノブイリと日本の基準を比較表を提示して、早くこの部分を明確にしていきたいというふうに訴えていました。しかし、20ミリシーベルトが日本の基準として現在採用されております。20ミリシーベルトの採用基準というのは、私には理解できないことがございます。国はICRPの基準だと言っていますけれども、果たしてその明確な基準を明示されたことはございません。しかし、今、日本の基準が20ミリシーベルトでも安全だというような、大変私にとっては驚きの数字だというふうに思っております。ぜひとも、今菅野議員が言われている、心配されていることは、我々にとって大変大きな問題でございます。その問題を提起されたことについて、なおこの議場において提起されたことについて、また改めて国のほうに、この労働基準法における電離放射線障害防止規則というのがございますが、これはなりわいの業をうたったものに対しての基準であって、本当に一般公衆については20ミリシーベルトということだけで、疑問を持っているところでございます。うまく答えられたかどうかわかりませんが、私としては早く女性、子供、そしてまた健康に何かの障がいを持っている方、そういう方を優しく対応できるようなものが必要だというふうに思っております。

町としてどのようにしているかということでございますが、町としては町民の皆さん、そしてまた役場の職員の皆さんについては、この管理区域の基準は適用を今はしておりません。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 私、こういうものをやらなくてはならないかというお尋ねもしています。その前に、全員協議会の中でもこれ私言っています。通告書に従って、私は一番最初に言っています。ただわからないように言っているわけではないです。わからないかなということ、私は全協でも、この法律のことをおっしゃっていますよね。今答えてほしいこと、本当に再質問でこうやって毎回毎回こういうふうになっていくのですけれども、町長、自分の、私の責任ですと、職員に対しても何しても言っているのではないですか、ご自分で。さっき言いました、私質問で。それを果たしていないのではないですか。ましてや、町長、これは双葉町町長への質問なのですけれども、8町村の会長までやっていて、何で人をまとめられないのですか。みんな8町村とかそういうところでまとめて、町民とか村民のことを考えなくてはならない立場の人が、それが行く行くは双葉の町民のためになったり、職員のためになるのですよね、皆さんの。こういうものに対して、やっぱり大きな力でいかないと、双葉一町では無理だということがちょっとわかっていらっしゃらなかったのではないですかというのが、私この一般質問のあれだと思います。

今、使用者責任の面で言ったら、白血球、赤血球、白内障、皮膚検査とホールボディ、それも定期的に受けなくてはならないのですよ、これ。半年に1回、6カ月に1回とか3カ月に1回とかいろいろあるのです。一般健康診断とか、いろいろありますよね。これを今までやっていなかったといたら、これはこの法律に実際抵触していませんかということなのです、労働基準法に。これは町民にはないです、確かに今。それを制定するというのは大事なこともかもしれません。だけれども、町長は、私にはそれだけの責任がありますと言いながらも、それをやっていないのです。そこら辺を私は聞いているのです。それで、やったかやらないか、これを見つけたら、逆に言えば、ちゃんと話し合いの場があれば、それに進めるようなことができるのです。これ、逆に言ったら、違法性はないかというのは、そういうことを、私が何か答弁しているみたいで非常におかしいのですけれども、私は、いいところでは「責任があります」。あとは、違うところに行くとなりにすりつけますけれども。「私は責任ありません」とかではなくて、双葉町町長として、行政執行者として、行政のやっていることに町長として責任は全部あります、いろいろな面で。そこら辺がご理解できていないのではないですかということを知っているのです。

言われたら、普通全協で提案されたら、何でこれ、今インターネットでも何でも出てくるではないですか。そういう指導とかをしなくてはならない立場のほうが何でそういうあれなのですか。厚生労働省とか、いろいろ絡んできますよね。何でそういうことを調べられないのかなと。これがちゃんとやっていただけるのであれば、職員の方々もこれは双葉の町民の皆さんのために働いていただかなくてはならない。その中で女性方に関してもいろいろなことが書いてあるわけです。女性に関してはま

た違うのですよ、これ、男性とは。そういうものに対して、女性の職員もそういう業務で行っていますよね。そういうことも全然対応していないのではないのですかというご指摘を僕12日にもうしているのです、これを出したときに。それを、だったら答弁するときに、今後対応できるような体制を今整えていますとかというのだったらわかります。通告書の後にもこういうことを言っているのに、町長全然動いていただけていない。町民のためとか、町民とお話ししてとよく言いますよね、議会とお話ししてと。全然やっていないではないですか。前に私言いましたよね。そういう答弁とか、そういうものは使わないでくださいと。実際には町長お話ししていませんよねと。わかったと言ってもらった経過があるのですが、それに対してちょっと町長のお考えをお伺いします。もう答弁漏ればかりあるので、これに関しては非常に残念です。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） まず、町としてやれというおただしでございます。これは本当に大事なことです。早急に取り組んで、町としてよそに、上位法に、どうなるかわかりませんが、町としてやる必要も、この危機の状態ですので、取り組みます。

それから、8町村でどうしてこの問題をやらなかったのかということですが、これは会議録等を見て、出せばいいのですけれども、私は大分早い段階でこの話を出しております。そしたら、今さら1ミリと言われても困るという意見を持たれている首長さんもおります。この問題は、口酸っぱく言っていますけれども、町村長会議の中ではなかなか共有できなかったということでございます。共有できれば、とっくの昔にこのお話は実行に移せた。行動ですね。実行はできなくても、訴える行動にできたのではないかなということ非常に残念でございます。今菅野議員がおただしである、いわゆる1ミリシーベルトの管理区域というか、従来の東京電力の管理区域の基準が、日本政府が今認めていないわけですので、ここでやはり認めてもらう努力も必要ですし、この議会がこの問題が出たということは広く日本じゅうに伝わることだと思います。我々の健康、子と言われる我々というか町民の健康、まして女性、子供の健康を考えれば、当然この話があつてしかるべきだというふうに思っております。これはぜひ実行に向けて対応したいと思います。

これから実行に当たっては、議会の皆さんとよく協議をさせていただきますので、ご協力をお願い申し上げたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 3番の双葉町弁護団についてに入らせてもらいます。議会と町民との懇談会で多くの質問等が寄せられましたが、弁護団に対しての質問がありました。遅くとも3カ月ぐらいでお金がもらえるとのことで依頼したが、現在もただけなく、生活に困っているのご指摘を随分終わってからいただきました。双葉町弁護団については行政の予算で行う事業だと思いますが、その後の管理、依頼した町民の声は聞いているのか。責任を踏まえて答弁をお願いします。

また、これに関しては、本当に町民の生活がかかっている問題です。答弁漏れ等、改めてお願いし

ますが、ないようにお願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 原子力損害賠償双葉町弁護団についてのおたただしですが、弁護団による賠償請求については原子力損害賠償紛争解決センターを通じて行っているところですが、同センターへの申し立て件数の増加に伴い、センターによる解決が遅れております。この点については町民からご指摘を受けているところであり、弁護団もこの問題解決に取り組んでいただいたところでございます。この状況を少しでも改善するため、弁護団がセンターと交渉の結果、被害者の皆さんに少しでも早く賠償金が支払われるよう、東電との間で争いのない項目の範囲でのみ和解を先行させる一部和解の制度が設けられました。この一部和解により、センターへの申し立てから、早ければ3カ月程度で先行して一部和解金が受けられ、当面の賠償金が確保できることになるとの報告を受けております。一部和解により、当面の賠償金を確保した上で本和解ができるようになってはいますが、本和解までには相当の日数を要することも事実であり、引き続き速やかな支払いが行われるよう、国、東京電力に求めてまいります。

（「責任。責任を踏まえた上、町民の声を聞いているのかという。

その後の管理。依頼した町民の声は聞いているのか、責任を踏まえてということ」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 答弁漏れがあります。その後の管理、それと依頼した町民の声は聞いているのか。では、逆に簡単に言うと、どこで聞いているのか。これは再質問ではありません。当初出しているものを書いてありますので、その点に関してお答えください。依頼した町民の声をどこで聞いているのですか。

○町長（井戸川克隆君） 町長、執行部申し上げます。通告書の答弁は、通告書に基づいて答弁してください。ですから、今菅野議員のほうから言われた点については、管理または責任というものを…

（「町民の声、依頼した町民の声」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 町民の声、どこで聞いているのか。それに対しての答弁をきちっとしてください。

町長、井戸川克隆君。最初の答弁は足りないということですので。

○町長（井戸川克隆君） はい、わかりました。

ただいまの答弁の中で、詳しい答弁を企画課長からさせたいと思います。

（「できないでしょう。だって、これ最初の質問だよ。再質問じゃないよ」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） ちょっと休議します。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時41分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） ただいまの答弁の中に、私のほうからの答弁は入っているものと理解しております。ちょっと食い違いがあるかと思いますが、私としての答弁はさせていただきました。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） では、依頼した町民の声は、どこで、いつ聞いたのかお伺いします、町長自身で。その管理、現実はどういうふうに行っているのか。ちゃんと、いついつ、どこで、誰が何をやって、どのくらいの人で、どういうふうに行っているのか、依頼した人のお話を聞いているのか、これははっきり明確にお答えください。責任を踏まえてお願いします。

それと、その中で、双葉町弁護団の予算をとるときに議会との約束を町長は覚えていらっしゃると思いますか。臨時議会で大変時間をかけてやりました。他町村との連携がない限り、双葉町だけが補償、賠償額が高くなることはない、同僚議員からの話が出ました。その時に町長は、それを踏まえて通してください。政治生命をかけて他町村との交渉に当たってやるということだったと思います。それに対して、参加人数とかそういうものに対して、こうやって依頼された方からの問題がいろいろ出てきている中で政治生命をかけてやるというのは、私が町長をやることは私の責任のとり方です、前のあれで僕聞いた覚えがあるのです。そうではないと思うのです。多くの町民の支持はもうほとんどないのですよね。ちゃんと政治生命をかけてやると言ったことが、双葉一町でやったということに関しては、これは議会に対して議会軽視と私は思います。これはちゃんと公の前で町長はお話ししています。

その行政運営だって、これは、これに関しては、町民の生活を考えた行政運営しなければ、双葉町町長としての町民のために働いているようには実際見えません。それで、答弁も、実際今のは本当に通告書に従ってと私は出しているつもりです。通告は要らないのかなと私は思っていますよ、逆に。通告書、これは締め切りが12月7日。多分12月8日の朝には届いていると思います。12月8日朝というか、12月8日には届いていると思いますが、それに対してこれだけ皆さん説明員いて調べられるものに対して、これは私3つ質問出したうちに、答弁漏れとか、そういう意味がわからない答弁がかなり私にはあります。私が理解不足、理解をできるだけ知能を持っていないのかもしれませんが。だけれども、これを聞いたときに多くの町民が納得するような答弁ではないと思いますよ、町長。

こんな中でも言っているのですよね、町長。さっき言いました。前回の議会でも、9月だけかな、あの時も言ったのは、私は今まで責任をとって生きてまいりましたという話、この前僕聞いた覚えがあるのです。それで、この全協の中で、政治生命をかけてやるというものに対して、これは本当に依頼のあれができていいのか、自己判断ちょっとしてもらっていいですか。自分で弁護団に対しての政治

生命をかけてまでやると言ったものに対して、町民に不利益が行っていないのかどうなのか、そこら辺ちょっと教えてください。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） まず、後段のご質問にお答えしながらお話ししたい。お答えいたしたいと思います。

まず、町民のために働いていないということのおただしでございます。町民に不利益はないのかということでございますが、今ADRのほうで進められている和解案の中には、町民の皆さんの要望に沿ったような案が提示されつつあります。10%、20%、30%の割り増しがされているようでございます。これは賠償問題の結論を出すにはまだ早いと私は思っております。まだまだこれから後段の財物についても、本当にそれで妥協できるのかどうかという問題も多く出てくると思います。また、一人で請求書を出せない方もおります。したがって、私はこの後まだまだ続くものと思っておりますので、その評価については間違っていないというふうに確信をしております。

最近の弁護士からの報告を聞きますと、ADRのほうの進捗状況、これは大変遅れているということの一因は、ADRに弁護士の方が参加少ないということで、これは強くこれから求めてまいりたいと思います。11月30日に文科省に行った折にも、文科省にADRの進め方が進まない、遅れているということをお話しさせていただいたところ、よく理解して、弁護士の皆さんにお願いしているところですが、これからもっともっと積極的に人数をふやすという話も伺っております。

また、この弁護士、弁護団のほうからの報告によりますと、直接東電に請求した町民の皆さんよりは少し条件が有利になってきているという報告も伺っております。どれがどのようにということは、やはり請求される方がどういう状況におられるかということも大変重要であります。ちょっと我慢できないという方もおりますので、その方は直接請求をされているようでございます。弁護団の弁護士を依頼している方は、少しでも有利にという思いを持っているようであります。ぜひとも、少しでも有利にと思う方は弁護団を活用して、今10%、20%、30%の上乗せがそれぞれ見えてきたということ、だんだんと条件を東京電力が認めてきたということの実績もございますので、具体的な事例は弁護士さんと依頼者の中で再度詰めていただけるよう、そしてまた弁護団から依頼者に対して適切な話があるように、その話を広く通知をしていただきたいというふうに思っております。

双葉郡内の各町村にも、この賠償問題について早くから私は問題提起をしておりました。しかし、民々の問題に関与せずという首長さんもおりました。今はどうでしょうか、よくわかりませんが、そのような中で話は出しております。確かに話はさせていただいております。町村会長としていろいろな案件の中にこういう問題も指摘させていただいておりますが、なかなか首長さんの中には民々の問題に関与せずという方が多かったために一致を見なかったというのが実態でございます。これは努力不足だったかもしれませんが、それぞれの考えの中でやれることについて非常に、一丸となってやれという双葉町民の皆さんと思いとかけ離れていることがあって、残念でなりません。

議会との約束は覚えていますか。これはまさしくそのつもりで今もおります。ただ、双葉町だけがこれをやったということで、単独でやらざるを得なかったという事情もご理解をいただきたいと思えます。その後の行動においても、双葉郡の中で双葉町がいろいろとご提案をさせて、双葉町に会長としてご提案を会議ごとにさせていただいております。それについても、なかなか先ほど申し上げました管理区域についてもご理解をいただけないということがあります。とにかく町民の皆さんの不利益にならないような施策を先々としていくことをご理解をいただきたいと思えます。

これから、直接請求された方がいろいろと今不都合な部分が聞こえてきております。合意書にもう合意したのだから、もうだめですよというようなこと、あるいはこれから心配されるのは打ち切りでございます。打ち切りの問題が来たときに、その声を上げていただくのはやはり弁護団であり、弁護士会であり、全国の多くの弁護士の皆さんの協力を得なければ、いろいろと改善されなかった部分もございまして、その辺も議会の皆さんに説明不足の部分があったらということは反省いたしますが、いろんな声を出していただいた結果、ADRのほうで少しずつ条件がよくなってきているということをご報告を申し上げたいと思えます。

管理、それからここで聞いているのか町民の声はということでございしますが、やはり町民の皆さんと接しますと、賠償の話は一番先に出されます。そのために、今短期、中期、長期的に賠償の問題で取り組むことが必要であります。今の問題、そして中期的な問題、長期的には、原賠法で言うと無限責任ということになっておりますが、そこの担保もとらなければなりません。非常にそういう多岐にわたる問題を、これから見えていない損に対する利益の担保をするためにも、双葉町弁護団を活用して、町民の皆さんは損をしないでもらいたい、そんなふうに使っております。

今すぐだという声については、なかなかすぐに答えられないで、私も困惑をしております。しからば、そのことを代弁してくれるところが今日本にあるのは弁護団であるもの、そのように思っております。もう少し全般的に、そして長い目で見て、弁護団とのおつき合いを町民の皆さんにはぜひいただきたいと思っております。この取り組みについては、私は失敗しているものとは思っておりません。

○議長（佐々木清一君） 休議します。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時01分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 再々質問、これで質問の最後になります。

冒頭に申し上げたように、通告書はどういうものなのか執行部のほうに教えていただきたいと思いますが、ちょっと変わった質問になって申しわけないですけども、通告書、私12月7日に出して

おります。これに従っての、通告に従っての答えを私全部いただいている感じがいたしません。それにずれた一般質問は一切していないと思いますが、政治生命の件については、ちゃんとした評価を、お答えをいただきたいです、最後に。これはちゃんと政治生命をかけて他町村と連携をすると言ったのは、今町長の答弁の中でADRの結果が出てきている。これみんな聞いていないですよ。ほとんどの町民がわかっていないのではないですか。こういう結果が出てきたから、ではこれでやった方がいいですよという声を上げましたか、町長。そういうことも何もしていらっしゃらないのかな。というのは、私たちが懇談会で聞いてきたところによると、そういう声を上げている人たちがいらっしゃいます。私が最初に行ったときの、2番目に行ったときのお金がもらえず生活が大変だ、どうしたらいいのだというお声を聞いたので、それは生活に直面することなので、今回の一般質問に入れさせていただきました。

それと、その政治生命のこと、あとADRの結果が出ているのだったら、きちっとした対応をしてもらいたいです。それ以上通告に出ていないですよ。通告書の取り扱いというものは非常にうちの町の執行部は、私一般質問を最近ずっとしていますが、それに対してのお答えになっていないと思います。いつ、どこでやったのかとか、そういうのも全然お答えになっていないので、まず時間がないので、それに対して、政治生命のこと、議会との約束のことでは、7,000人の復興会議でも、こういうふうにやりますという提案とかいろんなものがあつた中での予算、当初予算入っていますよね。それも無視されています。議会に対しては、非常に議会軽視と言わざるを得ないと思います。

弁護団に関してもそうです。この時間のかかっている理由は、他町村との連携があれば、もっと早い段階で進んだと思います。そういうことを視野に入れれば、聞いてもらえなかった云々ではなくて、では議案提出した後にでも、こういうふうになりましたというご相談は議会には一切ありません。ただそのまま進めただけです。説明責任、町長できていないと思います。それに関して政治生命をかけるという意味が私にはわからないので、それに対して町長得意の言いわけというか、答弁をお願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 菅野議員のご質問にお答えいたします。

まさに日々そのつもりで頑張っております。このたびの事故に際しまして、前例のない事故で、相手のなかなか見えない、そしてまた事故に対する法律が整っていない中でこの双葉町のかじ取り、そして町民の皆さんが不利益をこうむらないような対応、原賠法、原子力損害賠償法というのはありますが、まだまだ我々にとっては納得のできない、そしてまた我々が見えないところでいろいろ決まっております。町長としてのその何かしらの責任というものも明確にされていない中、町民の皆さんの苦悩を何とか達成しよう、かなえていかなければならない、受け入れて訴えていかなければならないというもどかしさの中で毎日町民のために頑張っております。この辺はご理解をいただきたいと思っております。

意見交換ということでございますが、12月8日に旧騎西高校において弁護団との意見交換はされております。30名参加しております。住民の皆さんとです。

12月11日、私と町民の皆さんと、同じく旧騎西高校で直接対話をいたしました。皆さんから多くの不満、要望、要求が出されました。これもかなえていかなければなりません。その中にやはりこの賠償の問題、強く意見が出されました。

12月15日には町弁護団から町に対しての説明を受けました。それはまだ皆様方にはお届けできない、できていない。これは速やかにその内容をお届けしたいと思います。それによりますと、ADRの問題、そしてまた弁護団を利用することによって10%、20%、30%上乘せされてきているというような話も伺っています。先ほど答弁した内容がありますので、後ほど皆様方にお届けをしたいと思います。

結びに当たりまして、羅針盤のない、そしてまたそういう原発事故に対する住民の怒りを解決する法律すらまだ整備されていない中、やれることは精いっぱいやってきたつもりでございます。何せ法律が国ではないと国は動いてくれませんが、子供を支援する法律はできましたが、それに肉づけをするまた法律がまだできておりません。早く法律ができると、もっと我々は環境がよくなるかと、そんなふうに思っております。国会においてぜひとも前向きに法律に肉づけをして、すぐ速やかに実行されることを願ってやみません。いろいろともどかしい中、双葉郡としての共有できない中、できないわけではなくて、できるものも多くありました。それは町村会として町村長会議あるいは担当課長会議を頻繁に賠償についても開いております。これには国、県参加して、一緒になって協議をしている現在でございます。この背景には、いわゆる郡民の皆さん、被災に遭われた皆さんの不利益にならないような協議を重ねていることをご理解いただきたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 町長、今菅野議員からの最後は国の責任とかそういうことの答弁ではなく、町民に対して、弁護団のことについては、弁護団の取り扱いについて町としてどういうふうに対応したのかということの説明だと。そして、町長としての責任、これどうあるかということの質問になるのかなと思いますので、だからその辺を加えてきちっと。

（「議長、時間あるんでいいです。これで一般質問を終わります」

と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 皆さんにお諮りします。今11時10分過ぎましたが、皆さんの持ち時間が1人1時間となると12時過ぎますが、それでもこのまま続行したいと思います、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） トイレ休憩を欲しいというのがありますので、では20分から。いや、延ばしてもいいですから。

では、暫時休議します。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時18分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

通告順位3番、議席番号3番、岩本久人君の一般質問を許可いたします。

3番、岩本久人君。

（3番 岩本久人君登壇）

○3番（岩本久人君） 議席番号3番、岩本久人です。ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、あらかじめ通告書で質問をいたしました質問に対して行いたいと思います。

避難生活も、はや1年と9カ月が過ぎ、2年目の年の瀬を迎えようとしております。そんな中、いまだに先が見えない、将来どころか、あすすら見えない不安な生活を日々送っているのが現状であります。役場機能本体がいわき市へ移転が決まったが、いまだ着工せず、町民からも不安の声が上がっております。町民の皆さんは精神的、肉体的疲労が限界の状態であり、ふるさとへの思いが遠のくばかりであります。避難場所にて町民同士が助け合い、町民相互の交流が図れるようコミュニティーの活性化、町民一体感やきずなを深める事業への支援も必要と思います。まずは、一日も早く生活再建など具体的な見通しが立てられるよう一つ一つ課題に向き合い、今は一步でも前へ進むことではないでしょうか。区域の再編への対応、除染、低線量被曝の健康問題、復旧、復興に向けたインフラ整備の問題など8カ町村と連携し、国、県へ要望しなければならないと思います。そのことを踏まえて、大きく3つについて一問一答でお伺いいたします。

まず1点目、役場機能移転に伴っての課題についてお伺いします。去る9月定例会において役場機能本体の移転をいわき市植田地区に決定いたしました。しかし、3カ月がたちましたが、いまだに着工には至っておりません。今後移転に当たって職員の配置人数やいわき仮庁舎への配属職員の居住場所など課題はあると思いますが、どのような対応をお考えなのか数点お伺いいたします。

1点目は、仮庁舎の着工期日をお伺いします。また、年度内移転に向け、完成するのももお伺いいたします。

2点目は、役場機能移転後のいわきの仮庁舎と埼玉支所の職員配置数と埼玉支所のその後の機能はどのようになるのか、お考えをお伺いします。

3点目は、いわき市仮庁舎へ移転する職員の居住対策はどのようにお考えなのかお伺いします。よろしく申し上げます。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

（町長 井戸川克隆君登壇）

○町長（井戸川克隆君） 3番、岩本久人議員の一般質問に、通告書に従ってお答えします。

まず、仮庁舎の着工時期と年度内完成の見込みはあるかとのおたがしであります。庁舎のリースを受けるための指名による設計コンペを行い、去る14日までに提案をいただいたところであります。評価を行い、条件に合致したものを選定する予定であります。その後、確認申請許可を経て着工の予

定となっております、年度内完成を目指しております。

次に、いわきの仮庁舎と埼玉支所の職員数及び埼玉支所の機能についてのおたただしであります、現在埼玉で行っている事務機能がいわきに移転するようになりますが、埼玉県にはここ加須市の655人を含めて1,103人、関東地方には2,516人の町民の方が避難しており、全ての機能を移転することはできません。したがって、現在最低限必要な残すべき機能及びそれに伴う必要な職員数について検討しているところであります。できるだけ早く示したいと考えております。

続きまして、いわき市勤務職員の居住対策についてのおたただしであります、仮庁舎が完成しても職員がいなければ業務ができませんので、県関係機関に依頼するとともに、民間業者等にも範囲を広げて、住居が確保できるよう手配中であります。

○議長（佐々木清一君） 3番、岩本久人君。

○3番（岩本久人君） 役場機能移転についての課題について、ただいま答弁いただきました。着工日ですけれども、確認申請等々を踏まえて進まれると思うのですが、私はいまだに着工していないことに対して町民の方からも、植田地区の予定場所を通るのだけれども、何もしていないのだよなというふうに、いわきに住んでいる町民の方から聞くのですけれども、何日ぐらいに着工するのだという、そういう見通しというか、期日をちょっとはっきり教えていただきたいのですよね。それを踏まえて、町長は年度内に役場機能を移転すると明言しているわけですから、年度内に完成できるのかどうか、その辺ももう一度再度はつきりお答えいただきたいというふうに思います。

埼玉支所の職員数とその機能、あといわき仮庁舎移転した場合の職員数についてですけれども、職員の方もこれ年末にかけて、どのように自分たちがどの場所に配属されるのかということは当然もう心配されておりますし、居住の場所を今手配中というようなことですけれども、それも踏まえて非常に心配されている職員の方もいらっしゃると思うのですが、早急に配置場所を申し上げてもいいのかなというふうに思うのですけれども、その辺はいつごろ職員の方にはお伝えをするのかどうか。

また、職員の方もやはり家族を抱えて埼玉、加須の市内にお住まいの方もおりますので、そういう職員の方の希望をどのように反映していくのか。その辺を町長どのように考えているかも含めてお伺いしたいと思います。

具体的にその居住の手配はどのような形で今手配をしておるのか、ちょっと私、済みません、答弁ちょっと漏れたのですが、聞き漏らしたのですが、居住場所を建設をしていくのか、それともやはり現在あるアパート等々を借り上げするおつもりなのか。地元の不動産関係に聞くと、ほとんどが植田、勿来、泉、アパートはないというようなことで、当然年度末になると、いろいろ勿来地区にも大きな会社がありますので、異動時期ということで、非常にアパート等々は少なくなってくるというふうな不動産会社からの話も聞いておりますので、具体的にどのような形で居住場所をこれから整備するのか、その辺のところも再度お伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） ただいまの再質問にお答えいたします。

着工をまだしておりません。何もしていないで何日ぐらいの見通しかということでございますが、とにかく年度内完成は、これはさせます。したがって、今業者のほうの手順を見て工程表をすぐ出させて、決まったらばすぐ出させて、その逆算した中で建築をさせていくようにします。

あと、職員の配属についてですが、いつも早く示せという、本当にそうですね。いつごろになるのかということの見通し、これは今検討委員会で検討しております。

そして、希望をどういうふうに考えているのかということですが、ここは非常に悩ましいところで、本当に子供を持った若い職員の考えをどういうふうにしていくかと。非常に難しいところでございます。

職員の住居の建設をするのかということは、あとアパートがほとんどない、具体的にどうするのかということにつきましては、総務課長からご説明申し上げます。

○議長（佐々木清一君） 武内総務課長。

○総務課長（武内裕美君） 岩本議員の質問にお答えしたいと思います。

居住場所、建設していくのか、借り上げするのかということでございます。町長答弁にもありましたように、国や県、その他民間の業者さんと話していただいております。その中で、建設ということではなくて、借り上げで住居を確保していきたいということで詰めております。具体的にはちょっとお答えここではできませんので、何とか見通しはついているという形でご理解いただければというふうに思います。

○議長（佐々木清一君） 3番、岩本久人君。

○3番（岩本久人君） 職員の居住については、県、国のほうにお願いをして、いろいろる話を詰めてきているということですが、職員数もどのぐらい配置されるのかちょっと今お聞きもできないところなのですけれども、具体的に本当にどこの場所で国、県の施設、それが県営住宅なのか、その辺をちょっと聞いても今お答えできないということは、納得いかないところもあるのですけれども、職員の皆さんも、ですから日々の業務でかなり疲労こんぱいしておりますし、早くやはり居住場所どこになるのかということも、やはり自分が移転場所を希望する際にもその目安というふうにもなると思いますので、その辺あと3カ月や、役場庁舎とあわせて変更していくよりも、役場庁舎できる前に居住の場所は確定していないと職員も異動もなかなかままならないというふうに思いますので、その辺のところを具体的にどの辺まで今県と国と居住場所のほう、進んでいるのか、その辺もう一度お聞かせ願えますか。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） ただいま総務課長、答弁できるだけの答弁させていただきましたが、もう少し踏み込んで総務課長にはご説明をさせたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 武内総務課長。

○総務課長（武内裕美君） 再度お答え申し上げたいと思います。

職員の住居については、予定されている植田町の役場庁舎予定地から、いわきの南ですので、北のほうに見つけても通勤の困難ということもございますので、できるだけ常識的に通勤可能な範囲内に今見つけているというふうなことで答弁を勘弁させていただきたいと思います。というのは、国、県と関係もあるものですから、その辺具体的に最終的に決まりましたら、議会の皆さんにもどこだというように示されるとと思いますが、通勤可能な範囲ということで今詰めておりますので、ご了解をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 3番、岩本久人君。

○3番（岩本久人君） それでわかりました。仮庁舎を決めるときにも、これも国との対応で、なかなか我々議会には説明がなく、水面下で対応していたという経緯があるので、本当に執行部のほうは常々我々に情報を出すのがちょっと遅いものですから、しっかり進めていただきたいと思います。

それでは、2点目についてお伺いします。町民のコミュニティーの維持についてお伺いします。長引く、住みなれない地域での非難生活が続く中、県内外へ分散し、仮設住宅と借り上げ住宅との間に隔たりが生じたり、いまだに町民同士が連絡もとれず、これまでのつながりが希薄になり、ますますコミュニティーやきずなが失われていくような気がいたします。そこで、3点についてお伺いします。

1点目、町民電話帳等を作成するお考えがあるのかお伺いします。

2点目、借り上げ住宅の町民同士のコミュニティーを今後どのように図っていくのかお伺いします。

3点目、県内外問わず、仮設住宅、借り上げ住宅、避難所等の町民の皆さんのつながりを築いていくための方策はどのようにお考えなのかお伺いします。よろしくお願ひします。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 町民電話帳等の作成についてのおただしであります。町民電話帳等の作成については町民の方々から要望いただいているところであります。電話帳を作成した場合、現在の情報社会の中にあっては、掲載された方の氏名や電話番号、避難先住所などは本人の意思に関係なく公開される危険性ははらんでおります。国内では電話に対する無警戒な対応がほとんどで、犯罪の手段としての利用がふえ続けている状況にあります。被災者を目的とした販売や勧誘、場合によっては犯罪に利用される危険性は非常に高く、あるいは悪意を持った第三者からの言葉の暴力、誹謗、中傷の手段となり得ることはご承知のことと思います。しかし、避難生活が続く状況下にあって、町民電話帳等の作成が町民のコミュニティーの維持には重要な役割を果たすものと理解しており、今後作成について多くの町民の同意を得て前向きに検討したいと考えております。

次に、借り上げ住宅等の町民同士のコミュニティーを今後どのように図っていくのかというおただしですが、仮設住宅においては町民がまとまって生活しているためコミュニティーが形成されているものの、借り上げ住宅の町民同士のコミュニティーの形成は大きな課題と認識しております。こうした借り上げ住宅に住まわれる町民同士のコミュニティーを形成するため、福島県内において県中地区、

県北地区で自治会を立ち上げられるとともに、福島県外でもつくば市で自治会が立ち上げられております。こうした自治会において積極的に交流の場を設けられることを期待しております。さらに、さまざまな団体等が避難者同士の交流できるイベントを企画しており、こうした情報を町民に広く周知することで、同じ避難先にお住まいの町民同士の交流の機会を数多く提供していきたいと考えております。

続きまして、県内外問わず、仮設住宅、借り上げ住宅、避難所等の町民のつながりを築いていくための方策についてのおたただしですが、離れ離れになってしまっている町民同士が互いに交流できる機会をいかに多く設けていくかが重要な課題と認識しております。そのため、仮設住宅、避難所において数多くのイベントが開催されていますが、できるだけ多くの方に参加いただけるよう引き続きその周知を図るとともに、先ほど答弁申し上げた避難先における交流イベントについても情報収集し、町民に適切に周知することで町民同士のつながりが確保できるよう努めてまいります。さらに、行政区単位の集会なども貴重な交流の機会ととらえております。

また、町民のコミュニティの醸成の場、また生涯学習の一環として婦人学級、健康生活学級、高齢者大学、郷土文化教室を順次開催しており、本年5月以降11月までに県内外で90回の学級、教室を実施してきております。町民の皆さんが集うコミュニティの場として重要なものとなっており、今後もこのような機会を利用させていただくことをさらに周知するとともに、充実させてまいります。

町民のコミュニティの維持は、双葉町復興まちづくり委員会におきましても大きなテーマとして取り上げられております。現在委員会におきまして、例えば町民が1カ所に集まれるような場、イベントが必要ではないかといった議論がなされているものと承知しております。今後委員会において町民のコミュニティを維持していくための多様な取り組みについてご議論をいただき、具体の施策をご提言いただき、それに基づいてさらに町民のコミュニティを維持するための施策を発展させていきたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 3番、岩本久人君。

○3番（岩本久人君） 町民のコミュニティの維持ですけれども、電話帳の発行についてお答えいただきました。個人情報、プライバシーの問題であるというふうに思いますが、やはり大切なことは町民同士のつながり、町民同士が連絡を取り合っただけで励まし合うことだなというふうに今は思うのです。近況報告をしたり悩み事を話し合ったり、そういうことでお互いに元気を取り戻せるのではないかなというふうに思います。

郡内で電話帳を作成しているのが富岡町。おだがいさまセンターで作成したわけですがけれども、7,200世帯のうち電話帳に掲載したのが1,789世帯で、25%ほどが掲載に同意をしたそうですけれども、伺っているいろいろ聞いてみますと、2000年に三宅島噴火で全島避難した三宅村でつくった島民電話帳を富岡町では参考にしてつくったそうです。やはり、個人情報を記載するわけですから、悪用されるのではないかなという、そういういろんな心配が作成の段階であったようです。載せる、載せないで、

町民の皆さん方にもさまざまな葛藤が起きたということのようですが、細心の注意を払っているみたいですね。全世帯に配付しているのですが、それぞれ電話帳に番号をつけて、ナンバー登録なんかしていて、慎重に取り扱っているようです。これも本当に町民の皆さん同士の信頼関係というか、絶対ほかの方には漏らさないという、そういう対策のあらわれかなというふうに思うのですが、コミュニティの再建、情報の共有化の対策にもこれなるというふうに思います。

作成に当たっては、役場がこれ主導でやるのかどうか。役場を超えた形で外郭団体とか町民の有志の方を募って、そういった作成のプロジェクトなどをつくって考えるのも一つかなというふうに思うのですが、検討、前向きに考えたいということですが、もう一度その辺お伺いしたいと思います。

借り上げ住宅の自治会ですけれども、借り上げ住宅の町民同士のコミュニティ、県北、県中地区、今自治会が立ち上がっておりますけれども、もっとやっぱり行政のほうで関与をして、ほかの地区でも仮設、借り上げ住宅自治会が立ち上がれるような、そういうサポートをしっかりとやっぱりやるべきではないかなというふうに思うのです。仮設住宅、借り上げ住宅等々、これから長引く避難生活の中で生活再建をしていく上で、町外コミュニティ、仮の町等々が進む上で必ずこの自治会という役割がその後にやはり結束として、それぞれ分散型になるのか、集中型になるかは別として、それぞれの地域でのやはりコミュニティの形成には役に立つというふうに思っております。

先日、県北双葉会の自治会で高湯温泉近くにNPO法人まごころサービス福島センターが運営する施設に行っていました。そこは飯館村、浪江町、富岡町、双葉町を対象に借り上げ住宅、仮設住宅に避難しているどなたでも利用できる交流の場、触れ合いの場、支え合いの場で、うらら広場という施設だったのでありますが、本当に今、自治会は立ち上げた方がいいけれども、交流する場所がない。自由に入出入りする居場所がないということで、その拠点が無いのですよね。そこには大型のトレーラーハウスなんていうのもありまして、これ移動できれば便利な場所に設置して自由に使えるのかなというふうに思ってきました。これは県の補助事業で地域支え合い体制づくり助成事業という、本町でも当初予算に計上されています。9月にも補正されています。こういった地域支え合いの補助金ですが、現在町としてはどういうところに利用されているのか。高齢者とか、または障がい者の方のサポートとしてこの県の補助事業がありますけれども、町としてはどのように今現在地域支え合いの助成事業をお使いになっているのか等々をお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 再質問にお答えいたします。

電話帳なのですが、富岡町がつくられました。これは町ではなくて、社協でつくられたというふうに話は聞いております。その中でいい点と悪い点があるようであります。1つは、ちょっと広がり過ぎてしまったということは聞いております。いわゆる範囲内を超えてしまって配られてしまったという話がございますが、その後どうされたかは確認しておりません。その辺を十分注意をしながらつくらないと、やはりどういうふうに今後悪用されるのか等々心配な点はございます。それも踏まえて町

民の皆さんに今後諮って、それを踏まえても必要とされることである方の参加のもとにつくられるべきかなというふうに思っておりますので、つくる方向で検討しておりますので、その辺のご理解をいただきたいと思います。ただ、あくまでも、先ほど申し上げましたけれども、町民の皆さんの参加の同意、これが必要だと思えますから、この確認作業にちょっと時間はいただきたいと思えます。

それから、コミュニティーのほうの話、特に県北における自治会活動でございますが、会長さんからも話は伺っております。トレーラーハウスの話も伺っております。福島支所のほうには、町としてできることは対応するようという指示は出しております。

あと、補助金の云々については、これは担当課長の総務課長のほうからご説明申し上げます。

○議長（佐々木清一君） 武内総務課長。

○総務課長（武内裕美君） 地域支え合い体制づくり助成事業というちょっと長い補助金なのですが、現在健康福祉課のほうの介護保険の事業計画等しております。そのニーズ調査の業務委託の関係で充当させていただいているということでございます。よろしく申し上げます。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 先ほどのコミュニティーの問題で説明、答弁不足ありましたので、ご説明申し上げます。

コミュニティーの今後どのように図っていくのかということでございます。先ほど第1回目の答弁でもお話ししたように、これは非常に必要だというふうに思っております。それで、県内に限らず、県外においても、自治会の立ち上げを各方部に行ったときにはお願いをしております。ここ騎西においては、騎西高校を中心とした自治会があります。しかし、関東圏はまだまだ多く、広くありますので、それぞれの地区に出向いたときには、つくっていただくように、つくったメリットを説明しながら話はさせていただいておりますが、再度それぞれの地区に必要ないいメリットの部分をお知らせしながら、つくられるようにお知らせをしていきたいというふうに思います。

交流をどうするのかということは、やはり主体的には自治会の方たちがいろんな企画をされて、それを町が補完する、後見する、支援するという形でやっていきたいというふうに思っております。

なお、今後考えているのは、やはりそういうばかりでなくて、こちらのほうからもお邪魔をして語りかける、話を聞く、そういう、町長だけがそれをすべきというものでなくて、いろんな多角的な方面からそういう場を設けないとだめだなというふうに思っておりますので、その辺は前向きに検討してまいりたいと思っております。

○議長（佐々木清一君） 3番、岩本久人君。

○3番（岩本久人君） 地域支え合い体制づくり助成事業、当初330万円、9月に400万円ですよ。介護保険ニーズの調査等に使っているということですが、本来の地域支え合いづくりの助成事業というのはどういうことなのかおわかりなんでしょうか。確かにこういう福祉の部分に使われるというのは決して悪いと言っているわけではないのですが、あくまでも県の事業でこういうふうに、この事業は

自治体のほうにも補助を出していますし、民間のほうにも公募で出しているのですよね。だから、避難の皆さんのあくまでもきずな、コミュニティーづくりということで補助、助成をしている、そういう予算だというふうに思うのです。どういう使い道をしているのか。やはり県内外に避難している方へのきずな事業、コミュニティーづくりに対して町ではそういう事業をやっていないということになってしまいますので、その辺ちょっとしっかりもっと具体的にお答えをしていただきたいというふうに思います。それ1つです。

それと、県外問わず町民のつながりをどう築いていくかで、やはり年明けて、南台仮設でダルマ市が計画されています。ダルマ市というのは、やはり伝統ある双葉町のお祭りで、それを昨年から再開をしておりますから、県内にいる方は行きやすいのでしょうかけれども、県外にいる方が行きたくてもなかなか行けないという、騎西高校からだってなかなか行けないという方がいらっしゃると思うのです。そういうつながりをどういうふうにしていくかということをお私に質問しているのです。やはりみんなが1つになってそういうお祭りに参加できるような、そういう対策をやっていただきたいのです。バスを出すとか。そういうところにバスを出すべきではないですか。ホールボディカウンター、なかなか、借上げのバスがあのような結果を示しているわけですから、その辺のところをどう考えるのかお伺いしたいと思います。

居場所ですけれども、またこれほかの町のほうでいくとあれなのですが、富岡は富岡町生活復興支援センターというものがあって、そこでいわき内に3カ所、いわき交流サロンという、そういう場所を設置して、そしてそこに職員も置いて、借上げ住宅等々の避難されている方の交流の場としてやっているのですよね。だから、もっとやはりその辺のところも県内のほうに目を向けるべきではないかなというふうに思うのですが、それもひとつお答えください。お願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 予算については、健康福祉課長のほうからご説明を申し上げます。

避難している方の事業、具体的に答えていただきたいということですが、これはまだ足りない部分いっぱいでございます。今言われた中で、質問の中に2つほど大事なことがありました。伝統のダルマ市に県外からの参加を考えろということでございます。これは、バスの手配等については、全部になるかどうかわかりませんが、代表的なところに手配をしてダルマ市の雰囲気を感じていただきたい、そんなふうに思いますので、これは手配したいと思います。

富岡町の交流サロンにつきましても、いわゆる自治会単位でそのような場所があつてしかるべきだというふうに思いますので、実現に向けて検討させていただきたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 竹本健康福祉課長。

○健康福祉課長（竹本良一君） 岩本議員のご質問にご説明申し上げます。

地域支え合い事業の補助金の件であります。先ほど総務課長が申しましたように、予算充当ということで、先ほど言いましたニーズ調査、あとこれに加えまして緊急通報装置の貸与事業ということ

で、携帯電話で緊急の場合通報ができるようなシステム、装置の事業のほうに充当しております。

以上です。

○議長（佐々木清一君） 3番、岩本久人君。

○3番（岩本久人君） では、3点目に移らせていただきます。町長の政治姿勢についてお伺いします。去る11月28日、福島県知事と双葉郡8カ町村長との中間貯蔵施設の現地調査受け入れを協議する会議に井戸川町長1人だけ欠席しました。多くの町民は、またかと、驚きと落胆を隠せなかったと思いますが、このことについて数点お伺いします。

1点目は、なぜ欠席したのか、理由をお聞かせください。

2点目は、町長は県知事との信頼関係をどのように思われているのか、お考えをお伺いします。

3点目は、町村会長をおやめになったのですが、町村会長として他町村長との信頼関係をどのように思われていたのかお伺いいたします。

以上3点です。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 11月28日の県知事と8カ町村長との会議の欠席の理由についておたがしありますが、この会議は各町村が国から、環境省から事前説明を受けてから再開することになっておりました。調査についても拒否しているものでありませんが、調査といえども建設事業の緒につくものであり、将来の町の帰還にとっても重要な問題でもあります。このため、町は国に対して事前にいろいろと説明をすることなく、唐突に候補地を双葉町、大熊町、楡葉町に提示してきました。したがって、これまでも話し合いの席上、質問をしてきましたが、納得いく回答が得られませんでした。このため、11月16日に質問事項を国に提出しており、この回答に納得した後、議会、町民の皆さんに説明されるよう伝えておりました。しかし、11月21日に突然、町長、副町長が不在の時に環境副大臣が来られ、回答書と説明資料を置いていきました。町としてはいまだに説明を受けていないことから、県に対しては事前に会議の欠席の旨を伝えております。将来のまちづくり計画をも左右する重要な事項を、議会、町民の皆さんの意見を聞くことなく、まして民有地も含まれておりますので、よしあしは言われません。したがって、理解が得られない状況の中では出席できないと思い、また町村会長が招集すべき会議でもありましたが、連絡もなく、突然の会議でした。やむなく欠席をさせていただきました。ご理解をお願いいたします。

次に、県知事との信頼関係をどう思っているのかのおたがしですが、地方自治法では地方公共団体、いわゆる都道府県、市町村それぞれに自主性、自立性が認められており、またその事務処理に関し、法律、または政令によらねば、国または都道府県の関与を受け、または要することとされることはないことが規定されています。したがって、同じ地方公共団体として同等の立場でそれぞれの自治事務を実施すべきものと考えております。

続きまして、町村会長として他町村長との信頼関係をどう思っているのかのおたがしですが、

前のご質問にもお答えいたしましたとおり、市町村にはそれぞれに自主性、自立性が認められておりますので、他町村への自治事務上の関与はすべきでない、またはできないと考えております。しかし、これまで地域振興のため、相互努力、情報交換等を行いながら進めてまいりました。今後も町村単体では困難な部分も、複数の町村がまとまることによって解決できることが多々あります。同じ原発被災町村として共通課題も多く残されておりますので、協調して取り組むことが必要であります。信頼関係は、相手の立場に立ってお互い議論を尽くしてこそ、よりよいものが構築できていくことによって生まれるものと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

なお、町村長会議の下に8カ町村長会議、担当課長会議を行い、複数の会議を重ねて重要な案件を進めております。中間貯蔵施設については、下部会議が出席されない中で国の一方的な個別説明のやり方で進められることについては違和感がございます。

○議長（佐々木清一君） 3番、岩本久人君。

○3番（岩本久人君） 知事、そしてまた町村会長との信頼関係ということについて私はお聞きしたわけですが、別に自治法にのっとり各権限についてを聞いているわけでは私はないのですよね。

町村会長での信頼関係ですが、今回また欠席されたということで、ことし2月27日に8カ町村と当時細野環境大臣とその場で、町村会長という立場で急きょ欠席、会議が中止になりました。出席した5町村長さんからは、国や東電に対して一丸となるべき8町村会の足並みが乱れるのは大変残念だというふうに、そういう意見もありました。また、意思統一を早急に図ることを望むなど、批判の声がありました。あの時町長は、先行して報道されたことで国との信頼関係に問題が生じた、報道に話をしております。もし、今回もそうなのですから、国に不満があるのであれば、出席して伝えるべきと多くの人が思っているはずです。そして、8カ町村が足並みをそろえなければ、国との対応がますます弱くなってしまわないかなというふうに私は考えます。国との信頼関係に問題が生じた、町長は言うのですが、その前に、いわゆるその8カ町村との信頼関係に亀裂をつくってしまったのではないかなというふうに私は思うのです。そういうことでの信頼関係はどういうふうに町長はこの8カ町村の中で築いてこられたのかどうか、そういうことを私は聞いているのですけれども、そのことについて再度お伺いいたします。

それと、知事が加須、騎西高校避難所に初めて来られました。町長が会議を欠席したため、知事のほうからみずから歩み寄ったような形で騎西高校に来られたのではないかなというふうに思います。そして、町長へ、前へ進んでいこうという、そういう会話の内容だったと聞いております。知事との信頼関係、これお互いに具体的な話をしなくても胸のうちは理解しているというふうに、そういうふうに知事も思っていたのではないかなというふうに思っております。一緒に復興へ力を合わせていこうということだというふうに思っております。知事が来られたということは、やはりこれは我々は福島県人だと、そういうメッセージであるとも私は思っております。それを理解し合うことが信頼関係で

はないかなというふうに思うのですが、今町長が都道府県による関与のあり方とか地方自治体の首長の権限など、そういったことを調べているのではなくて、やはり県、そして8町村とのこれがどういうふうに向きに復旧、復興に向けて、福島復興に向けて協議していくことではないかなというふうに思うのですが、そのことを踏まえて再度お考えをお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 再質問にお答えいたします。欠席した理由の再質問と信頼関係、関連しますので、関連した答弁をさせていただきます。

まず、町村長会議8プラス1ということ、あるいは8プラス1プラス1ということの形がございます。8プラス1で会議することについて、町村会と知事との会議であるということをご理解をいただきたいと思っております。その前段として、9月5日に自治会館で町村長会議を開催いたしました。議題は「中間貯蔵施設に関する調査について」、いわき市長さん云々、賠償金という3つの議題で行いました。その中間貯蔵施設に関する調査についての議論がいろいろ、大変あるのですが、いろんな各町村長さんの意見があります。まず、これを説明させてください。

判断は、それぞれの住民の意見を聞きながら判断するのが必要だろうという方もおりました。中間貯蔵施設に関する説明は受け入れないといけない、我々が判断材料としてどうするかをもう少し先に考えたほうがいい、8町村が説明を受けるということは協議をしている、知事が言うことではないみたいな話が出ていますし、また共有するのが当たり前で、その前に段階があるという方もおりました。そこで、まとめて私は、この場でまた説明を聞くということでまとめたいということで、9月5日の会議のこの議題についてはまとめをしております。

原則論常に申し上げて、なかなかご意見いただけないところもありますが、今回の招集に当たっては、突然に各町村長という名前で福島県知事のほうからのご案内がありました。こういうことで、各町村が説明を受けてから町村会としての議論をしましょうという申し合わせだったのですが、なぜかそういう話が来て、まだ双葉町は説明を受けていないし、また議会の皆さんにもお知らせしていないから出席できませんよという話を県のほうに差し上げました。ここで理解はされているものと思っております。町村会として議論するのであれば、県のほうから町村会に打診があつて、町村会として各町村長の皆さんにこの会議の招集をしてきたのは今までのやり方でございます。したがって、町村会としては話のない中で、事前に連絡のないままに通知されてきて……

（「議長、会議の内容を聞いているんじゃないで、信頼関係について聞いているものですから、その答弁が違ってきます」と言う人あり）

○町長（井戸川克隆君） その中で欠席を決めたということでございます。

信頼関係につきましては、やはり我々の立場、また行政というのは、県があつて国があります。これはいまだに乱れているとは思っておりません。いろんなことで県が心配してくれております。期限

の問題でも厚労省のほうとかけ合っていたいただいておりますので、それぞれの関係についてはきずなは強く結ばれていると判断しております。

これからも各町村で解決しなければならない案件、あるいは8町村で協議しなければならないことについては、引き続き副町村長会議もしておりますし、それぞれの課長会議もしております。なお、その後に町村長会議になると思いますが、そういうことで、いまだに、とまったことでなくて、動いております。これからもきずなを深めて、共有できるものは共有してまいりたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 3番、岩本久人君。

○3番（岩本久人君） ただいまの県、そしてまた町村会の信頼関係について、町長も全国さまざまな方からご意見とか要望が届くと思うのですが、そのことについて町民のほうからも私のところにはがきとか手紙が届いております。会津地方の避難の町民の方から、「双葉町の行き先がますます不安に感じられるようになってきた。このようなときこそ双葉郡が力を合わせて国、県と話し合いをしなければいけないと聞き、双葉町だけが逆行しているように感じられて、残念でなりません」というようなご意見があります。また、郡山に避難している町民の方からも、「双葉町長は一人だけ一抜けたと単独行動で、それで交渉事が成り立つのでしょうか。心配です。やはり4町が一丸となって復興、再生に当たらないと遅れてしまいます。個人交渉には限界が生じます。双葉郡一致団結して交渉が一番だと思います」、そういうふうなはがき、お手紙を私はいただいております。町長は、通常業務、災害業務、日夜粉骨砕身やっているというふうに言っております。しかし、町民の皆さんにはなかなか伝わらない、理解できないところがあると思うのです。町民の皆さんが何を求めて考えているのか、耳を傾けなければ今はいけないのではないかなというふうに思っています。既にこれ遅いのですけれども、先からもうやっていなくてはいけないことなのですが、それをやらないであくまでも自分の考えを押し通していくのであれば、町長は先日の会議に欠席し、「出席しない自治体を無視して決定することは民主主義に反する」と県を批判していましたが、町長こそこれは我々町民に対しての民主主義に反することではないでしょうか。町民に対する本当に背信行為、責任放棄と言っても、これは過言ではないと思います。

このことを踏まえて、最後の質問になりますが、いろいろと今回議会のほうからも、全員から辞任要求などを突きつけておりますけれども、信頼関係失われたということで、大変これは重いものであるというふうに思っております。町長は今後の自分の身のあり方について今現在どのような考えを持っているのか最後にお聞きいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 今皆様方から辞任要求出ているのは事実でございます。今いろいろと欠席したことの理由を問われております。それについての不信、不満いっぱいあるのも承知であります。しかし、中間貯蔵施設のあり方については、やはり親切丁寧な町民自身が議論して進めるべきものであって、あの会議に出ていたら多数決でそっちに行ってしまったというような感じも、議事録を見

ますと見受けられました。私はそこで、順序が違うという理由の中で、一方的かもしれませんが、欠席をしたことについて、議論はとまって、まさにこの大事な、双葉町にとって歴史的に大変大事なことについて少しブレーキがかかったのではないかなというふうに思っております。批判は覚悟の上、やはり双葉町の目指すべき町民の利益というのはどういうことなのでしょう。短期的、中期的、長期的な議論の中で町の利益を考えていく必要があると思います。そんな中で、町民の皆様方にはいろんな角度から町の方向性を訴えてまいりたいと、そんなふうに考えております。

○3番（岩本久人君） ありがとうございます。

○議長（佐々木清一君） 休議します。

休憩 午後 零時20分

再開 午後 1時30分

○議長（佐々木清一君） 再開します。

通告する前に、町長に申し上げます。通告または再質問に対し、要点を、内容をしっかりと把握しながら簡潔に答弁してください。

通告順位4番、議席番号2番、白岩寿夫君の一般質問を許可いたします。

2番、白岩寿夫君。

（2番 白岩寿夫君登壇）

○2番（白岩寿夫君） 議席番号2番、通告順位4番、白岩寿夫、一般質問を行います。

町民と町長の懇談会について。町民と議会との懇談会が行われ、次は町民と町長との懇談会を待ち望んでいる声が聞かれます。私たちは、町民との懇談会の中で多くの要望と、たくさんの双葉町町民の苦しみの声、そして怒りを受けとめてきました。次は町民と執行者である町長との懇談会です。どのように考えていますか、町長にお伺いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

（町長 井戸川克隆君登壇）

○町長（井戸川克隆君） 2番、白岩寿夫議員の一般質問に、通告書に従ってお答えいたします。

町民と町長の懇談会についてのおただしであります。今年の原子力発電所の事故以来1年9カ月が過ぎましたが、現在もなお収束の見通しが立たない状況であります。町民の皆様には、長引く避難生活での先の見えない将来への不安や精神的ストレスを抱えながらの生活、依然として苦しい状況が続いております。このような状況で町民の皆さんからは数多くのご意見、要望をいただいております。町としては、従来の行政事務と災害事務を両立しながら、限られた人員の中、全力で取り組んでいるところであります。

ことし7月には避難指示区域の見直しに伴う賠償基準について公表され、これを受けて8月から9月にかけて12会場、延べ18回の説明会を開催し、国、東京電力へ直接町民の皆様からは相談やご意見

を出していただきました。町議会におかれましても、10月から11月にかけて町民との懇談会を開催され、多くの要望等を取りまとめていただき、先週12日に佐々木議長へ回答書を提出したところでございます。

今、町民の皆さんがご苦労されている中で、大変心配されているのが財物賠償であります。避難指示区域の見直しに当たっては、放射線量の最も高い地域に合わせた町内全域を統一的に扱うよう国に求めておりました。さらに、町民の皆様にも不利益になったり、町の分断につながるような区域見直しでは困ると、あってはならないと、事あるごとに強く申ししております。

先週議会の皆さん同席のもと、国から避難指示区域の見直しについて説明がありましたとおり、まだ協議を詰める部分が残されており、その方向性が具体的に見えてまいりましたら、速やかに町政懇談会を順次開催してまいりたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 2番、白岩寿夫君。

○2番（白岩寿夫君） 今、町長から懇談会のことについて、町民の皆さんと懇談会を行うという話を聞きました。町長、まず双葉町町民の声に応えるために、町民の皆さんと膝を交えて対話することで、苦しみや悩み、悩んでいる町民の声や気持ちがわかると思います。忙しいと思いますが、時間をとってください。毎日毎日不安な気持ちで過ごしている双葉町町民の声をいち早く聞いて答えを出すことが町長の仕事であると思いますが、いかがでしょうか、町長にお尋ねします。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） ただいま、とにかく声を聞け、そして伝えろ、そして解決せよという話でございます。まことにそのとおりだと思います。今まで、言いわけになるかもしれませんが、町村会長をやっていたためにいろいろと業務もございましたが、今はありません。専念できると思います。専念して、町民の皆さんに本当に接してまいりたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 2番、白岩寿夫君。

○2番（白岩寿夫君） 次に、将来の双葉町の行方について。いまだ何も見えない双葉町。これからどのような方向で復興、復旧を進めていくのか町長にお伺いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 将来の双葉町の行方について、これから先どのような方向で復興、復旧を進めていくのかのおただしですが、双葉町は全域が警戒区域に指定され、東日本大震災から1年9カ月を経過した今もなお、インフラの復旧は2次災害の防止や一時帰宅に係る公道確保などの応急復旧にとどまっており、建物や農地の荒廃も進んでおり、私も深く心を痛めております。放射能の影響により、双葉町への帰還には長期間が見込まれますが、双葉町を取り戻すための取り組みを強力に進めていかなければなりません。

この双葉町の復興については、双葉町復興まちづくり委員会においてご議論をいただいております。委員会においては、双葉町の復興とは、まず短中期的には、災害公営住宅をや仮の町の整備などを通

じて町民の皆さんの生活再建を図るとともに、中長期的には現在の双葉町の土地を復旧し、帰還できるよう復興していくこととの認識のもと、議論が進められているものと承知しております。

復興まちづくり委員会は、来年3月末までに復興まちづくり計画案を取りまとめていただく予定となっております。この復興まちづくり計画を受けて、まずは、避難を余儀なくされている町民の皆さんの生活再建を図るため、仮の町を含めた住居の確保、産業の復興などに取り組むとともに、放射線量が低下し帰還が可能となるまでには長期間がかかるという認識のもと、双葉町の土地の復旧、復興のために着手しなければならない事項については、生活再建の取り組みと並行して取り組みを進めていきたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 2番、白岩寿夫君。

○2番（白岩寿夫君） 復旧はあっても復興はあり得ないと言う人もいますが、復旧は、家や道路や川や畑や壊れた物はもとどおりにすることは、時間をかければもとに戻ります。復興は、一たん町が衰えたり全く人がいなくなってしまう町はもとどおりにすることは大変で、本当に私たち町民があの町に帰れるような復興は考えられないと思います。今、町民が一緒についていける新たなまちづくりを考えているのか、町長にお伺いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） ただいまのご質問に対しまして、非常に心を痛める部分がありました。町民がいなくなった町の復興、大変だと。まさに誰のための復興かということにもなります。帰れるような復興を考えられないということですが、私は復興は諦めるわけにはいかないと思います。しかし、今すぐ住めるということでも、これはかないません。

新たなまちづくりを考えているのかということですが、これも差し迫った問題だというふうに考えております。なぜかといいますと、大きなマイナスからゼロに向かっていく新生まちづくり、あるいは新たなところでゼロからプラスに向かっていく町あるいは人生、どちらを目指すのかということは、多くの住民の皆さんのまさに意見の集約だというふうに思っております。これは双葉町がとりわけ放射線が濃いということでもあります。非常に今回の事故によって我々は大きな打撃を受けておりますので、大変この部分については明確にご回答、ご返答できないところが心苦しいわけでございます。議論を重ねていきたいと思っております。

○議長（佐々木清一君） 2番、白岩寿夫君。

○2番（白岩寿夫君） 町長が考えるまちづくり、仮の町にしても、町民が一緒に住める場所だと思います。でも、これから私たちの賠償が進むと、自分でどこに住むか決める人たちが出てきます。今でも土地を買ったり家を買ったりする人たちがいます。町長の考えは、私が町長と話をしたとき、賠償が進んだらもう双葉にも戻る人も少なくなるし、そして、ほかのまち、ほかのところに住む人が行ってしまいますよと私は町長に聞いたことがあります。町長は、行きたいところに行ってください、ご自由にという言葉は私は聞きました。どこに行こうと、ついてくる人だけでいいのかなと今考えて

いますが、町長の考えは今でもそう思っていますか、町長にお尋ねします。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 賠償が進むとそのような状況が想定はされるわけですが、実際まだ本格的になっておりません。町民の皆さんの判断というのは非常に重いものがございます。

今本当に苦しい避難生活の中で、皆さんはこの避難生活そのものから逃れたいという思いが一心にあります。これをスピード感を持って、政府には何とか形になるようお願いしてきたわけですが、いまだに制度上の、法律上の検討もされていないところが非常に困ったなど、そんなふうに思っております。我々のところを向いてもらっていないあかしだというふうに思っております。

我慢ができるかできないか、これは本当に、私が決めるものではないと思います。私が希望するものであれば、希望させていただく、希望の言葉を言わせていただければ、みんなで一緒に暮らせるところをみんなで選んで、そしてそこに1つの固まりをつくるというのが私の希望でございます。早くそういう姿を、まちづくり委員会のほうで町民の皆さんの合意を取りつけられるような案を出していただいて、示すことによって方向が見えてくるものというふうに思っております。ふるさとを失うことの怖さ、ふるさとをいつか失っても、また戻るのだということにつながれば、それは本当にうれしいことですが、今その地域に同化してしまうことが恐ろしいな、心底思っております。とにかく、行かれる自由、住むところの自由というのは侵すことはできませんけれども、私は、どこにいても最後まで町民としていて、戻れるようになったら戻っていただきたいと、そんなふうを考えております。どこに行っても、なかなか誹謗中傷、あるいは肩身の狭い思いもするわけですので、1つとなって、子供、そして高齢者が助け合い支え合う、これは、安心して暮らせるところに1つになることは、私はその希望は捨てておりません。

○議長（佐々木清一君） 町長、白岩議員さんは、白岩議員さんに前にお話した考えと今も同じなのかということを知っています。考えは変わっていないのかと、こういうご質問をしたので、変わっているのか変わっていないのかだけを答弁してください。

町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 補足させていただきます。

変わっておりません。

○議長（佐々木清一君） 2番、白岩寿夫君。

○2番（白岩寿夫君） 次に、障害者についてなのですが、双葉町に住んでいた障害者について。原発事故で大変な思いで避難生活を強いられている障害者に対して今後どのような対応を考えていますか、町長にお伺いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 双葉町に住んでいた障害者の対応についてのおただしであります。本年12月1日現在、双葉町の方で身体障害者手帳を交付されている方は328名となっております、そのうち福

島県内に170名、県外に158名が避難されています。また、療育手帳を交付されている方が34名、精神保健福祉手帳を交付されている方が11名となっております。

震災以後の本町における障害福祉サービスとしては、障害者自立支援法に基づいた居宅介護サービスや就労支援、生活介護サービスなど、避難先でも本人の必要に応じたサービスの提供を行うとともに、相談支援事業により、福祉サービスの利用援助なども行っております。また、全国の5事業所に、日中一時支援事業として、障害児などに日中活動の場を確保し、保護者の就労支援や家族の一時的な休息を図るため、委託を行っております。さらに、全国5事業所に、一人では外出することが困難な方に対する移動支援事業を委託しております。今年9月議会定例会におきまして、コミュニケーション支援事業委託料を補正いたしました。これは手話が必要な方の支援として手話通訳者を派遣する双葉町としての新たな事業であります。今後障害者に対する施策の一つとして、障害者福祉計画を今年度中に策定することとしております。この障害福祉計画は3年を1期とするもので、各年度における障害福祉サービス等の必要な量の見込み、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項等を定めることとされており、障害者の方々が地域で自立した社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス等が計画的に提供されるよう抜本的な見直しを図ることなどが主な内容となっております。また、原発避難者特例法においては、障害者自立支援法に基づく、障害者、障害児への介護給付費等の支給決定に関する事務が定められております。

今後避難生活の長期化により、ますます重度障害者が増加することが懸念されることから、福島県が実施主体となっている相談支援充実強化事業なども活用しながら、避難先自治体との情報交換など、より一層の意思疎通を図りながら、本町でみずから処理することが困難な事務にあっては、必要なサービスが避難先自治体から提供されるよう配慮したいと考えております。あわせて、今後とも障害者の方に障害者自立支援法や障害者福祉に関する情報の提供などもより充実させていきたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 2番、白岩寿夫君。

○2番（白岩寿夫君） 平成24年11月15日、双葉地方地域自立支援協議会、障害者手帳保持者避難先分布統計いわき版として出された資料があります。身体障害者、知的障害者、精神障害者、この双葉町の障害者の数は304名です。いわきに双葉町から56名の障害者がいます。仮設には18歳以下が1人、18歳以上から65歳未満は5名です。65歳以上が8名、合計で14名。借り上げは18歳以下が3名、18歳以上65歳未満が14名、65歳以上が22名、合計39名です。施設への入所、入院、これが65歳以上が1人です。親戚、友人宅、これが65歳が2名、このような状況にあります。そして、福島県内に住んでいる双葉町の避難している障害者は県北に36名、18歳未満が1名、18歳以上が27名です。県中、県南65名、18歳未満が2名、18歳以上が30名、合計33名。会津に11名、18歳未満が1名、18歳以上65歳未満が2名、65歳以上が8名です。相双地区6名、18歳未満がゼロ、18歳以上から65歳未満が3名、65歳以上が3名。合計で、全部合わせて、いわきと福島県まぜて304名、こういう形で今双葉町から他の市町

村、そして県外に移っております。それから、県外に住んでいる双葉町の避難障害者の数は130名います。18歳未満が3名、18歳以上65歳未満が40名、65歳以上が87名。障害者はこの原発での避難は大変な思いがあることでしょう。重度の重い障害者にとっては、生きるか死ぬかの状況だったと考えられます。県内外の避難生活、そして家族の方々への対応もはかり知れないものと感じられます。行政として、先ほど町長がいろいろな対策を言いましたが、これから見守っていかなければ、この人たちは大変な思いをすすると思えます。もう一度町長、この対応をお伺いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） ただいまの再質問に対しまして、詳細にわたっては健康福祉課長のほうからご説明申し上げますが、いずれもいろんな障害を持たれている町民の方々が一としく困難な避難生活を続けられているということは、本当に悲しいこととございます。まして、家族の分離とか、いろんな職場の関係とかということとで介護の条件も多岐にわたり、本当に苦しい生活をしているわけでございます。この中については、やはりそれぞれのケースを整理して、避難先の自治体と、そして双葉町の町としてもしっかりとケアしていかなければならないと考えております。

それでは、詳しくは健康福祉課長から説明をします。

○議長（佐々木清一君） 竹本康福祉課長。

○健康福祉課長（竹本良一君） 白岩議員のご質問にご説明を申し上げます。

今回の災害ですが、災害弱者と言われる方に特に障害者が挙げられます。障害者、高齢者、乳幼児、妊婦等災害弱者がおりますが、特に障害者が挙げられます。今回の震災で大変な思いをされたというふうに感じています。そして、多くの団体が支援の手を差し伸べてくださっております。そして、多くの事業も国、県等で行われております。県のほうでは、相談事業、支援充実事業、そして県の弁護士会では、障害者支援に詳しい方を中心に障害者支援特別名簿を作成しました。県内の弁護士会154名中52名がその名簿に登録をして障害者の相談に乗るというふうな弁護士会、県の弁護士会のほうで支援体制の拡充ということで取り組んでおります。町としても、先ほど言いましたように、9月議会でコミュニティー支援事業というようなことで、手話関係の事業も新たに始めようということで予算化したところであります。あと、町といたしましても、各種障害者の事業があるわけですが、これに関しまして要綱等も新たに、これまでやっていた要綱を整理しまして、要綱ということで制定をして、見られるように明らかにしたところであります。また、相談事業ということで、この間やってまいりました。あと、いろんな相談ということで、担当者が栃木県とかそういったことで出向いて相談に応じたりしているところであります。先ほど町長が申しましたように、今後避難先自治体との連携をとりわけ重視をしながら、あとは双葉でできるサービスも精いっぱい行いながら、障害者への情報提供、そして相談業務等が大変重要になってきますので、今後とも一層それらに取り組んでいきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（佐々木清一君） 2番、白岩寿夫君。

○2番（白岩寿夫君） 今行政からのお話を聞きまして、本当に障害者に対するこれからのいろいろな思いがありますので、よろしくをお願いします。

以上で終わります。

○議長（佐々木清一君） 通告順位5番、議席番号6番、清川泰弘君の一般質問を許可いたします。
6番、清川泰弘君。

（6番 清川泰弘君登壇）

○6番（清川泰弘君） ただいま議長のほうから許可が出ました。議席番号6番の清川であります。3つほど町長に質問したいと思います。

まず1つは、学校教育についてであります。このことについては、現在双葉町では小中学校も再開されておりません。福島県にいつ、どこに学校を立ち上げる気、再開する気なのか、それをお尋ねしたいと思います。

教育問題2つ目について、双葉町では小中学校が再開していないのに、3校で約30名の教職員の皆さんが在職しておると聞いております。その方々の声を私も聞いてきましたけれども、町長は聞いたことはありますか。

大きく2つ目、区域の再編についてであります。富岡町や大熊でも再編成が大方決まり、5年分の補償など話が進んでいるようですが、双葉町は、このことについては先ほども同僚議員のほうに町長からの答弁もありましたけれども、このことについて伺いたいと思います。

大きく3つ目、中間貯蔵の調査についてであります。中間貯蔵施設の建設予定地の調査受け入れに関する会議に欠席したのはなぜか。これは先ほどもまた出ましたけれども、やっぱり主張したいことがあれば会議に出て、テーブルでも何でも蹴っ飛ばしてでもやるべきではなかったかと思えますけれども、ただここ10日間ぐらいの新聞を見ますと、この中間貯蔵に町長が言ったか言わないかわからなくても、新聞には出ていますね。それは再質問で聞きますけれども、以上の3点について伺いたいと思います。再質問あれば、またここでします。よろしくどうぞ。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

（町長 井戸川克隆君登壇）

○町長（井戸川克隆君） 6番、清川泰弘議員の一般質問に通告書のとおりお答えいたします。

まず、小中学校の再開についてのおただしであります。学校再開につきましては、子供たちやその保護者の皆さんが安心して教育ができ、子育てがしたいと思えるような環境が整っていることが必要不可欠であると考えております。現在双葉町復興まちづくり委員会において学校再開について検討を進めていただいているところでありますので、学校の再開の意義や、学校再開をしようとした場合にどのように学校を再開させるべきか、またどのような環境であれば安心して教育ができるのかなど多くの町民の方や子供たちからの意見を聞いていただき、その結果を踏まえて早急に対応してまいり

たいと考えております。

次に、教職員の声を聞いたことがあるかのおたただしであります。これまで教育委員会からの報告などで、間接的ではありますが、先生方の勤務先でのご苦労や双葉町の学校教育を思う熱い情熱について伺っており、十分認識しているつもりであります。学校の設置者としてその思いに対して感謝するとともに、少しでも早く学校を立ち上げ、本校勤務となられるよう努力してまいります。

次に、区域の再編についてのおたただしですが、区域割の進捗状況については、さきに羽山議員の質問にお答えしたとおりです。本町においては、郡内の他の町村のように汚染の分布が一様でなく、高線量の地域が複数点在しており、国が示した基準をそのまま適用すれば居住地域が分断され、地域コミュニティの崩壊につながる危険性も考えられます。区域の再編につきましては、地域の実情を考慮した上で同一区分での適用を国に重ねて要望し、協議を進めているところであります。

5年分の補償につきましても、双葉町として区域見直しと同じく同等な適用を要望しており、区域見直しにあわせ引き続き協議を続けておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

続きまして、中間貯蔵施設建設予定地の調査に係る会議の欠席の理由のおたただしであります。先ほど岩本議員にもお答えしたとおりであります。この事業は将来の町の帰還にとっても重要な問題であり、調査とはいえ、事実上の事業着手であります。受け入れる明確な理由が示されない中、一方的に提示されても簡単に受け入れることはできません。まして、調査の中には当然権利者の同意が必要なものもあり、安易に町長だけの判断で承諾できるものではありません。したがって、国からの説明を受け、納得した上で議会並びに町民の皆さんの意見を踏まえて出席を考えておりましたが、納得できる内容ではありませんでした。このため、県には事前に理由を説明した上で欠席を連絡し、了解を得ておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 6番、清川泰弘君。

○6番（清川泰弘君） ただいま町長のほうから学校の立ち上げについて、復興委員会の答申をまっという話ですけども、そもそも学校立ち上げは復興委員会が立ち上げるなどか立ち上げろでなく、これは町長が決めることではないですか。これは私の勘違いだか、私は勉強不足かわかりませんが、学校の立ち上げは、復興委員会が遅いだの早いだのと、そんな話ではないでしょう。これは町長が、どこに、いつごろ建てるから、皆さんどうだという話はいいいけれども、こんな、責任の転嫁でしょう。教育委員もちゃんといるわけでしょう、このために立派な人たちが。これは教育委員会だっ学校を立ち上げるなんてできないですよ、これは、町長しか。だから、町長、この学校立ち上げについては、これは将来のまちづくりなんていろいろ言っていますけれども、全てがここにあるのです。復興、7,000人の委員会にも人が集まらない、何集まらないといっても、学校いつやるのだからわからないのに、まちづくりだの復興だのといったって、子供がいないところには親がいないし、若い人がいないところに行ってどのようにしてまちをつくるのですか。もう15年もたったら限界集落です。

町長は私の前の質問にこういうことを言っていますね。町長、余り細かいことはいいのだと私聞き

ましたね、ここで。町民の一番知りたがっているのは、町長、何年たったら帰る気だ、線引きはどうなっているのだ、聞きましたね。町長はこういうふうに答えました。10年は帰れないと思うが、10年たったら帰れます。10年たって放射能が下がったって、どのくらい下がったら帰るのですかと言ったら、1ミリと言ったですよ、ね。そしたら、学校だって、復興委員会にだって、そういうことを踏まえて物を考えてもらいたい。ただ漠然と町の復興を考えろなんて言ったって、これは町民関心持たないのは当たり前です。町民なんか半分諦めているのです。だから、何ぼ笛を鳴らしても、福島なんかだっただ請の孫請のNPOが人集めに大変だったなんて言っているわけだよ。これは事実なのです。だから、やっぱりまちづくりの基本は学校をどうするのだということなのです。そうでなかったら、年寄りばかりいて、もう限界集落です。10年は帰れない。1ミリ以下までは戻らないと、そういうことをちゃんとやって復興委員会に町の計画を組ませなかったら、組みようがないでしょう。

私この時は言いましたね。仮の町は、町長、町長が一番先に仮の町を言いました。仮の町は県内か県外か、双葉単独でやるのか、よその町村と一緒にやるのか。わかりませんということはやった。「わかりません」だから、わからないのはそれ以上追究してもだめだから、私は「わかりました」と。「わかりません」という答えがわかりましたと言っているから。

だから、余りにも復興委員会に全て責任を負わせるのではなく、復興委員会が言ったらやる、復興委員がやる。学校なんか復興委員会は関係ないです。町長が言ったのに対し、復興委員会とか我々議会とか。一番大事なのは、子供たちがいる家庭に対して、中学校3年生まで、下は2歳でも1歳でも、直接これは、教育委員会でもどこでも、こういうわけで学校をどこどこにつくりたいから、あなた方来てくれますかとちゃんと声かけたらいいでしょう。7,000人聞く必要ないわけですから、1歳から中学3年生までのいる家庭に対して。

だから、それにするにも、学校をどこに、福島県の福島市につくるのだかどこにするだ、その見通しもなく、復興委員会にあっても人なんか集まりません。私はそう思っています。だから、やっぱり一番の町の将来を考えた場合、教育が一番大事だと、それは私も言っています。私もそう思って、うちの議会の皆さんもそう思っています。だから、基本的にはこれです。これがしっかりしなくては、何ぼ復興委員会でいいことを言ったって何したって、人なんか集まりません。

私も会津のほうにいる人が寒いという話を聞きました。そこに行って、「どうした。寒かったら、白河のほうにも仮設はあいているよ。学校の近くにあるよ」、「いや、子供たちが友達もできたから、何ぼ雪降ったって、おら、ここがいいんだ」と、そういう答えなのです。これが復興委員会が3月まで答申する。4月からの学校の開校がないといったら、もう1年でしょう。丸々3年間よその学校にいたら、子供たちが、学校できたから、では双葉に帰ってその学校に行きましょうとか、双葉の学校立ち上がったので、年がたてばたつほど、年月がたてば、もう住民の心から子供も離れます。だから、せめて学校の話でも、大人がどうであれ、それを目鼻つけないと、1年に1回ぐらい再会の集いなんてやって、それでなく、もうゼロ歳というか、子供いる人から中学校3年生の家庭、くどいようだけ

れども、これ一回ちゃんとアンケートとってみてください。そうでもしなかったら、まちづくりなんて、そんなのは絵にかいたあれです。そこのところはひとつお願いします。

あと、この2番目の線引きですけれども、これは双葉郡8町村あるといえども、それは確かに違います。広野さん、川内さん、浪江さんともまた違います。ただ、私の町、双葉町と大熊は特に似ているわけですね、条件が。これ、大熊が決まって、大熊が10で双葉は15なんてあるわけないですよ。何でこれ一緒に連携をしながらいかないか。

それで、補償賠償について私ここで質問しましたね。町長、今後出てくれ。財務その他の賠償については単価の基準は何ですか、ここで聞きましたね。8町村でこれやって、まとまって国と交渉してくださいと。これは町の事業をやるときの、収用法がありますね。そのぐらいの最低の単価でひとつ交渉してください、ここで言いましたね。ただ、これは町村会でやったかやらないかわからないうちに国のほうが発表になりましたね。だから、全てが万事、後手後手なのです。常日ごろ、町長は確かに忙しいのだ、一生懸命やっているのだ、それはわかります。だけれども、町長でなければできないことは多々あるのです。誰にもできることはどうでもいいわけだ。だから、そういう、町民が一番関心を持って、一番これからやらなければならないということを早いところ結論をつけてください。自営業者なんか、補償賠償が進まない次のステップに踏み出せないと言っているわけだ。何でもなし、年寄りでゆったり暮らしている人は出られるけれども、そうでない人は、若い人なんかは特になのですよ。次のステップに行くには、お金がなくてはステップできないです。その辺、見通しなんかは。前も言いましたように、「検討します」、「ご理解ください」と言うだけでは済まない。もう2年近くなっているわけだから。

あと、この中間貯蔵ですけれども、これは井戸川町長が話したか話さないかわからないですけれども、新聞にここ10日間で2回出ましたね、中間貯蔵の話。先ほども、前の議員に対しても中間貯蔵のことについて、調査についてちょっと私も首をかしげるような、町内には絶対だめだといって、あと調査を受け入れるみたいな変な新聞が出たのです。これは私の勘違いだか、町長は新聞に言わなくても、新聞が間違っって報道したかわかりませんが、だからその辺ぶれないで、ひとつきっちりやってもらいたいと思います。その辺についてもひとつお願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） まず、学校の再開についてでございますが、教育委員会の範疇でございますけれども、教育委員会としては何回かアンケートをとっております。アンケートの詳しい内容は教育総務課長からご説明を申し上げます。

まず、いつまで建てるのだということでございますが、やはり子供が集まらないところ、集めるための理由づけ、これも大変重要であります。子供が集まらないところに学校を再開しても、入学者がゼロというような現状もございますので、やはりこれは一気にいく話ではございません。入る子供さんのいわゆる親の希望を十分配慮しないといけないと思います。こちらに来ている若い親の話聞き

ますと、帰らないということがあります。何が帰らない理由かという、やはり放射能が怖いということがあります。この辺を十分見きわめて、町長が開いても帰ってこない学校が幾つも県内にはあります。そういうことも踏まえて、私は今、復興委員会と、どこにどのような形の回答が出るかやはり興味を持って、そしてまた今度アンケート調査をやりますので、その中にも十分に子供たちの部分と大人の部分というふうに分けられております。その中での意見を集約するいいアンケート調査になっていると思いますので、自分たちはどこに住みたいのだからという、これを確認しないままに、町長としての所見の中で学校再開はできません。やはり学校再開に当たっては国、県の協力が必要でありますので、その辺の十分な調整と、町民の皆さんの多数の意見を伺うことが必要であります。したがって、復興会議のご意見も、あるいは学校、教育委員会としてやっているアンケートの結果も踏まえてやっていくものと思っております。

それから、区域再編ですが、賠償の新基準というものはありましたが、発表前、相当郡内の副町村長会議において議論を重ねております。郡内における問題の共有を図るための協議を何回もやっております。その結果、住民の皆さんが負けないよという限界もありました。もっともっと協議して詰めなければならないこといっぱいありましたけれども、多くの郡民の皆さんの要求に応えるために国が発表し、東電が発表いたしました。今も双葉郡としては賠償については議論を国と県と交えてやっております。何もやっていなかったのではなく、事務方としての協議を進めて、国も交えてやっております。これはご理解いただきたいと思っております。まさに住民皆さんの利益に少しでもなるような協議をしておりますことをご理解ください。

中間施設について新聞に出ているということでございますが、これは議会のほうからの回答書もありました。その中には、住民の理解も含めて調査は受け入れるという文言がありました。そしてまた、そこには住民の理解を得てということもありました。それを踏まえたものが新聞のほうに登載されているものと理解しております。この住民の理解を得た後については、やはり住民の皆さんの権利ですので、それは町長として含んではないというふうに考えております。

○議長（佐々木清一君） 高野教育総務課長。

○教育総務課長（高野憲一君） 清川議員のご質問にご説明を申し上げます。

学校再建についてのアンケートの件でございますが、学校再開について直接のアンケートではなくて、昨年度ですか、災害がありましたその2カ月後ぐらいに、教育委員会に対しての要望等についてのアンケートをさせていただきました。その中で、やはり学校再開をしてほしいという要望はかなりございました。

なお、これから、今後実施いたします中学生以上に対しますアンケートの中で、学校再開をした場合にこの学校のほうに希望するかというアンケートを今実施する予定でございますので、その内容につきましても今後検討していきたいと考えております。

教育委員会といたしましては、具体的な学校計画、具体的な設置方針が定まりましたら、速やかに

立ち上げができますよう、教職員等の配置を含めて現在準備を進めている状況でございます。

以上でございます。

○議長（佐々木清一君） 6番、清川泰弘君。

○6番（清川泰弘君） ただいま教育委員会のほうから今説明ありましたが、去年の2カ月後ということは……

（「6月」と言う人あり）

○6番（清川泰弘君） 6月なのでしょう。ね。もう随分時間たちましたね。子供たちも根っこ張りしましたね、すると。だから、私が言うのは、復興委員会ではなく、教育委員会は教育委員会で、7,000人でなくてもいいわけだから、子供ゼロ歳から、そこをきっちり。教育委員会から来たのだというのと、7,000人のあれ、どうせこんなものというのと全然受けとめ方が違うと思うのです。その辺は執行部のほうでも、子供が大事だ、学校教育が大事だというなら、あんな手間暇かかって何考えたとかやるべきです。復興委員会は復興委員会で構わないから。子供たちいるだけ対象のその家族だけでも。私はそう思っているのです。

あと、現場の先生方は、これ30人いるというけれども、学校いつできるのでしょうかとみんな言うわけだ。若い先生なんかノイローゼになっているというのだ。誰々先生、どここの学校へ行ってください。行ったって、学校にはみんな先生がそろっているわけだから、「きょうはあの先生が早退しましたから、かわりに行ってください」、何も仕事がないというのだ。だから、私は何でこんなに、どこにいつ学校を立ち上げるのだなんて今聞いたかというのと、これは学校を立ち上げるのは町長の権限なのです。それについて、段取りは教育委員会がやるとも。これがあれば、先生方もあと1年かと思っただけ我慢できるけれども、「いつだかわかりません」では、それはノイローゼになります。50後半の先生なんかやめると言っているのだ、もう。待機ばかり嫌だから。先生方真面目だから。仕事なくて銭もらっていないなんて言っている人はいないのだ、みんな真面目で、双葉の学校の先生は。だから、そういう意味からいっても、やっぱり町長が言うように、放射能言うけれども、どうのと。それは復興委員ではないですよ、もう。これは執行部の責任ちゃんとやらねばならない。だから、せめてアンケートだけは復興委員会の何かと一緒にではなく、教育委員会としてやらせてください。ゼロ歳から中学3年生までいる。そうでないと、みんなみんな責任の逃れをする、復興委員会、7,000人委員会なんて。それだけ聞きます。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 清川議員のアンケートを進めろということでございます。これは早急に実施したいと思っております。

○6番（清川泰弘君） それでは、終わります。どうも。

○議長（佐々木清一君） これで一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（佐々木清一君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（午後 2時29分）

1 2 月 定 例 町 議 会

(第 3 号)

平成24年第4回双葉町議会定例会議事日程（第3号）

平成24年12月20日（木曜日）午前9時開議

開 議

- 日程第1 議案第72号 専決処分の承認について
専決第11号 平成24年度双葉町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第2 議案第73号 専決処分の承認について
専決第12号 平成24年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第3 議案第74号 一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第75号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第76号 双葉町公共用施設事業運営基金条例の一部改正について
- 日程第6 議案第77号 平成24年度双葉町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第7 議案第78号 平成24年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第79号 平成24年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第80号 平成24年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 追加日程第1 発議第5号 双葉町長の不信任決議案

閉 会

○出席議員（8名）

1番	羽山君子君	2番	白岩寿夫君
3番	岩本久人君	4番	高萩文孝君
5番	菅野博紀君	6番	清川泰弘君
7番	伊澤史朗君	8番	佐々木清一君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	井戸川克隆君
副町長	井上一芳君
教育長兼 職務代理者 教育総務課長	高野憲一君
秘書広報課長	大住宗重君
参事兼総務課長	武内裕美君
参事兼企画課長	駒田義誌君
税務課長	大沼武君
福島支所長兼 建設課長	大橋利一君
住民生活課長	渡邊勇君
健康福祉課長兼 青年婦人会館長	竹本良一君
産業振興課長兼 農業委員会 農事局長兼 コミュニティ センター所長	山下正夫君
会計管理者	半谷安子君
生涯学習課長	今泉祐一君
代表監査委員	五十嵐一雄君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	高野利彦
書記	大浦寿子

◎開議の宣告

○議長（佐々木清一君） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（佐々木清一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎議案第72号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第1、議案第72号 専決処分の承認についてを議題とします。
直ちに質疑に入ります。

質疑は説明書により、歳入から行います。

第14款県支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 歳出に入ります。

第2款総務費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第3款民生費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第13款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第72号 専決第11号 平成24年度双葉町一般会計補正予算（第5号）を、原案

のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第72号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第73号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第2、議案第73号 専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑は説明書により、歳入から行います。

第3款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 歳出に入ります。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第73号 専決第12号 平成24年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第73号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第74号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第3、議案第74号 一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第74号 一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部改正についてを、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

◎議案第75号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第4、議案第75号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

5番、菅野博紀君。

○5番(菅野博紀君) これ上位法はわかるのですが、双葉町の今この内容を見せていただいたときに、管理区域に入ると、きのうも一般質問をさせていただきました。お答えがちゃんとできないようなので、これは手当だけではなく労働基準法の中の電離放射線障害防止規則、この整備も町として必要だと私は思います。これは6カ月以内の健診、3カ月とか、そういう白内障関係のものがありますが、今後これに関して双葉町として取り組むのか、取り組まないのかをお尋ねします。

○議長(佐々木清一君) 町長、井戸川克隆君。

○町長(井戸川克隆君) お答えいたします。

昨日もお答えしましたが、整備を図ってまいりたいと思います。

○議長(佐々木清一君) 5番、菅野博紀君。

○5番(菅野博紀君) これは使用者責任、要は執行者、職員を大事にするという気持ちがあるのであれば、速やかな整備を、他町村、国、県などは当てにしないで、ぜひともこれは進めなくてはならないことなので、よろしく願います。

○議長（佐々木清一君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第75号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

◎議案第76号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第5、議案第76号 双葉町公共用施設事業運営基金条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第76号 双葉町公共用施設事業運営基金条例の一部改正についてを、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

◎議案第77号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第6、議案第77号 平成24年度双葉町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑は説明書により、歳入から行います。

第9款地方交付税。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第11款分担金及び負担金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第13款国庫支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第14款県支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第15款財産収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第16款寄附金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第17款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第19款諸収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 歳出に入ります。

第1款議会費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款総務費。

5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 企画費の8番の復興まちづくり委員会報償、これ60万2,000円か、これに関して昨日も一般質問させてもらいましたが、余りにも参加者がいない。実りある意見が、大変重要な意見が1,000件以上来ているといいますけれども、それが町民の全体の意見ではない。全体というよりも、あくまでも過半数以上の参加がなければ、それが基礎になって復興まちづくりが進むというのは、ちょっと僕は納得いかないのですけれども、それに関して終わるまでにどのくらい、行政として補正まで使って、それが10%未満とか、そんなものでは何の実績にもならないと思うのですけれども、ど

のようにお考えですか。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） お答えいたします。

この60万2,000円というのは、復興まちづくり委員会のための費用でございまして、7,000人の会議の費用の補正をしているものではございません。したがって、委員会の委員の皆さんのための報償費の追加ということでございます。まちづくり委員会の皆さんは、かなり積極的な議論を重ねているということを知っております。今後ともこの委員の中で、町のために審議をしていただきたいという趣旨でございまして、ご理解いただきたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） これ伺っているのではだめだと思うのです。出てきて、町長も一方的にお話は聞きました。きのうもいろいろな同僚議員も一般質問ありましたけれども、私が出ていけない理由、町民とか、そういう人たちは出てきてくれと言っているのです。そこに出ていかないで、お伺いしていますではなくて、自分で、人任せではなくてそこに出て行って、ちゃんと話が進んで行って、復興まちづくり委員会と7,000人の復興会議は、ではこれは全然別事業なのかと、同じ事業ではないのですかということを行っているのです。これ何でもかんでもいいときには話して、悪いときにはあれするというのが、ちょっとおかしいと思うのです。

それとともに、復興まちづくり委員会に出ている意見が本当に採用されているか、私も何回か参加させていただいていますが、意見を言わせてもらえないような体制で最初進んでいた中で、本当にそういうものができるのか、できないのかということも含めて、どういうふうにお考えなのか。自分がかかわらなければ人の責任だけになるような問題ではないので、きちっとした委員会ならば出すべきですが、そうではないのであればあればではないですか、ちょっと町長自体が人に聞いている話だけではおかしいので、ちょっとそこら辺、答弁お願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） お答えいたします。

復興まちづくり委員会は、皆さん積極的に審議をされているということで、私が委員の皆さんに委嘱状を交付して、その委員の皆さんの主体的な検討を現在されております。そういうふうにも効果的な話になっているということで伺っていますので、私が特段この中で今意見を求められているという状態ではございませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） はっきりほかの予算がついていなければ、これだけだったら本当にあれだと思えますけれども、もっと無責任ではなく自分がかかわるような、お忙しいのはわかります。双葉の町民のためにお忙しくしていただくことをあれしまして、ちょっとでは逆に言えば、もう復興まちづくり委員会、その他にも町長は終わるまで出席しないということかということ再度お聞きしまして、

3回目なので終わります。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 決してそのようなことを申し上げておりません。その要請があれば、出たいと思っております。

○議長（佐々木清一君） そのほかありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第3款民生費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第4款衛生費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第6款農林水産業費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第7款商工費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第8款土木費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第9款消防費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第10款教育費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第12款諸支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第13款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第77号 平成24年度双葉町一般会計補正予算（第6号）を、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

◎議案第78号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第7、議案第78号 平成24年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑は説明書により、歳入から行います。

第1款国民健康保険税。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第3款国庫支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第9款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 歳出に入ります。

第1款総務費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款保険給付費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第4款前期高齢者納付金等。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第8款保健事業費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第78号 平成24年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

◎議案第79号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第8、議案第79号 平成24年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑は説明書により、歳入から行います。

第3款国庫支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第5款県支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第8款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 歳出に入ります。

第1款総務費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款保険給付費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第79号 平成24年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第2号）を、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

◎議案第80号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第9、議案第80号 平成24年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑は説明書により、歳入から行います。

第3款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第5款諸収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 歳出に入ります。

第1款総務費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第3款諸支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第4款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第80号 平成24年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

◎議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（佐々木清一君） 日程第10、議会運営委員会からの閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

（「休議」「賛成」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 休議します。

休憩 午前 9時23分

再開 午前 9時43分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

◎日程の追加

○議長（佐々木清一君） ただいま3番、岩本久人君ほか7人から町長、井戸川克隆君不信任の決議案が提出されました。

本決議案を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることについて採決します。

この採決は起立によって行います。

本決議案を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、町長、井戸川克隆君不信任の決議案を日程に追加し、追加日程第1として議題とすること

は可決されました。

◎発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 追加日程第1、町長、井戸川克隆君不信任の決議案を議題とします。
職員に議案の朗読をさせます。

事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（佐々木清一君） 提出者より提案理由の説明を求めます。
提出者、岩本久人君。

（3番 岩本久人君登壇）

○3番（岩本久人君） 双葉町長の不信任決議。

本議会は、双葉町長、井戸川克隆君を信任しない。

以上、決議する。

平成24年12月20日、双葉町議会。

理由を述べさせていただきます。

昨年3月11日以降、1年9カ月の長い避難生活が続き、町民はさまざまな困難の中、苦しみながら生活をしている。今町民が一番望んでいることは、補償、賠償の取り組みが進むこと。議会は、県内外18回の町民懇談会で多くの町民の声を聞いて、町長に要望書を提出したが、町長は町民の声を聞く努力をせず、町民との考え方に乖離があり、自分の考え方に固執している。町民の声を聞く、議会と相談すると常々言っているが、そのような発言とは裏腹に、一度もその機会がなかったのも事実である。

去る11月28日、県知事と8カ町村との中間貯蔵施設現地調査を議論する会議に町長だけ欠席した。またかと町民ならず双葉郡民、福島県民の多くの方々が驚きと落胆をされた。中間貯蔵施設は、賛否があっても福島県内の除染から出る放射性汚染土壌や瓦れき等の処分問題は避けては通れず、復興への大きな妨げになっているのは、誰もがわかっていることである。にもかかわらず、町長は「木を見て森を見ず」の例えのごとく、自分の町、自分の考えだけで事に当たろうとした。しかも、欠席の理由を我々議会に示し、了解されてからの行動であればいざ知らず、その説明すらなかった。過日、町長辞任要求書を提出したが、全議員からノーと突きつけられた現実を重く受けとめるべきである。

私は、これまでわずかな光でも見せてほしいと願う町民の目線に立ったときに、混乱は避けるべきと思ってまいりましたが、今回の欠席は双葉町だけの問題ではなく、多くの方々に失望させてしまった。今町民は一日も早い生活再建、復興を待ち望んでいる。停滞は許されない状況の中、町長のこれまでの一連の言動、行動に対する議会や町民への説明責任は果たされておらず、これ以上信任することはできない。

よって、双葉町長、井戸川克隆君を不信任とする。

以上です。

○議長（佐々木清一君） 提案理由の説明を終わります。

町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） ただいまの不信任決議案につきまして、理由につきましていささか反論をさせていただきたいと思えます。

私は、このたびの事故はまことに我々原子力発電所と共生してきた、立地を許可してきた、受け入れてきた住民に対する大変大きな裏切りであると、そのように考えております。その後1年9カ月たっても、いろいろと町民の不満は解消されず、今日に至っておることが明白であります。このたびの理由にも書いてありますとおり、1年9カ月という間、その事故責任者は我々を放置していたからに過ぎません。私に権限とそのお金があれば多くのことができたでしょう。しかも、皆さんの思いを速やかに達成することも可能であったかもしれません。しかし、末端行政のつらさ、何を訴えても返って来ない要望について、非常にむなしさを覚えながら、悔しさを覚えながら今日に至っております。

この理由の中にある11月28日の会談につきましては、従来の申し合わせでは双葉地方町村会と知事との会談でありました。しかし、今回は突如として各町村長宛ての知事からの招請文でありました。そのような約束事を果たさずに、突如として開催されました会議に、双葉町民並びに議員の皆様は環境省から示された、私どもが出している質問に対する回答書が不十分なため、またこれも9月5日に町村長会議で申し合わせておりました、各町村が説明を受けた後にもう一度町村会で会議を開くということもなく、突如開かれたものであります。したがって、私は県のほうには前日、出席できない旨を伝えております。やはりどんな中であっても、今議会の皆さんから要求書の中にあったように、説明が明確でなければならぬわけです。それによって私は辞任要求されておりますけれども、国も県も、そして原因者である東京電力も、しっかりと我々に事故の経緯、そして今後の道筋、それを明確にすべきだというふうに思っております。

また、一番の問題は健康であります。とりわけ子供たちが、今の環境下で住んでいいのかどうかということが、これからの町を担っていただくためには大変重要なことでもあります。ここに多くの時間を費やしましたことは、大変町民の皆さんに理解を今は得られないかと思えますが、将来必ずや、もしかして発症したならば、そういうことを言った者がいたと、そういうふうに理解されるものと思えます。しかし、その将来はきょう一日、今この瞬間から健康でなければなりません。10年後に健康であるためには今が大事であります。そのようなことで、精いっぱい努力をしてきました。この18回の議会の町民との懇談会の要望書、議会の皆さんが町民の皆さんと会話をして、いただいてきました要望につきまして、最近私のほうに承りました。しかし、いろいろと日程が立て込んでいる関係上、それを受けてやりたくても、今はまだ時間がありません。やらないわけではありません。賠償問題につきましても、細かく18回、12会場で丁寧に説明会をやってまいりました。町民の皆さんの損に対する

備え、損をしてもらいたくない思いは精いっぱい尽くしてきたつもりであります。

私は、いろいろな立場で町村会長という立場もありました。なかなか動けない立場の仕事も多くありました。今回やめさせていただいたのは、まさに町民の皆さんと接するために時間をつくるためでもあります。今までの説明をさせていただくためでもあります。このような多くの理由がまだまだ私には残っております。そういうやる仕事を多く抱えた中で、このような決議をされることに対して本当に残念でなりません。もっと町民同士がいがみ合うことなく、町民同士が一丸となって戦えるような仕組みづくりに議会の皆さんにはお骨折りをいただきたいと思います。私も多くの町民の皆さんの声を聞きながらやっているつもりであります。先日も、あるところで町民の皆さんに涙を流されました。あの思いを考えますと、しっかりしないとだめだと、そんな思いを今強くしているところでございます。

双葉町は、今原発事故によって町民同士が争っている状態になることについて、私は非常に残念であります。私たちが一丸となって向かわなければならぬのは、事故の原因者に対して自分たちの権利を要求することです。そのような取り組みをしていただきたいとお願いをしたいと思います。まだまだいっぱいありますが、私の思いの一端を述べさせていただきます。

○議長（佐々木清一君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから町長、井戸川克隆君不信任の決議案を採決します。

この採決は起立によって行います。

町長不信任の議決については、地方自治法第178条の規定によって、議員数の3分の2以上が出席し、その4分の3以上の者の同意を必要とします。

出席議員は8人であり、議員数の3分の2以上です。また、その4分の3は6人です。

本決議案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立者8人）

○議長（佐々木清一君） 起立者8人です。

ただいまの起立者は、4分の3以上です。

よって、町長、井戸川克隆君不信任の決議は可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（佐々木清一君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで平成24年第4回双葉町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(午前10時00分)

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

議 長 佐々木 清 一

署名議員 岩 本 久 人

署名議員 高 萩 文 孝